

「適正な電力取引についての指針」新旧対照表

改 定 後	現 行
第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 1 指針の必要性 (1) 電力市場は、従来、電気事業法による参入規制によって小売供給の地域独占が認められるとともに、独占に伴う弊害については電気事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等）によって対応してきた。<u>しかしながら、内外の経済社会環境の変化に鑑み、平成7年以降、電力の安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、発電部門への競争原理の導入や小売部門への部分自由化の導入などの制度改革が段階的に進められてきた。</u> (2) <u>他方、①電気の小売分野においては、一般電気事業者が各供給区域内において100パーセント近い市場シェアを有すること、②一般電気事業者は10社しかなく、これら事業者同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること、③新規参入者は、営業部門と独占的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての一般電気事業者の託送に依存して競争せざるを得ないことなどから、制度改革が進展しても、一般電気事業者の適切な対応がなければ、新規参入者は不利な立場に置かれることとなる。</u>	第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 1 指針の必要性 (1) 電力市場は、従来、電気事業法による参入規制によって小売供給の地域独占が認められるとともに、独占に伴う弊害については電気事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等）によって対応してきた。<u>近年の環境変化を踏まえつつ、我が国の経済活動及び国民生活の基盤となる電力の安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて電気事業制度改革が行われてきた。(注)</u> <u>(注) ○平成7年度電気事業法改正：</u> ・<u>発電部門への競争原理の導入（IPP(独立発電事業者)制度の導入、火力全面入札制度の導入)</u> ・<u>特定の供給地点における電力小売事業の制度化（特定電気事業制度)</u> ・<u>料金規制の見直し（選択約款の導入)</u> ○平成11年度電気事業法改正： ・<u>小売部門において、部分自由化を導入</u> ・<u>料金規制の見直し（届出制の導入、選択約款の設定の柔軟化)</u> ・<u>託送制度の導入</u> <u>電気事業制度改革によって、区域の一般電気事業者と新規参入者（特定規模電気事業者及び区域外の一般電気事業者など）との間で、自由化対象の需要家への供給を巡って競争が生じ、電気事業全体の効率化が図られ、全ての需要家の利益が増進されることが期待されている。</u> (2) <u>しかしながら、次のような電力市場の特徴から、託送制度のみを設ければ、現実</u> <u>に新規参入が進展し、電力市場が競争的に機能していくかどうかについて懸念がある。</u> ① <u>電気の小売分野については、一般電気事業者が各供給区域内において100%近い市場シェアを有すること。</u> ② <u>一般電気事業者は10社、振替供給業務を行っている卸電気事業者は1社しかなく、これら事業者同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること。</u> ③ <u>新規参入者は、自営線による電気の供給が可能であるものの、営業部門と独占</u>

改 定 後	現 行
(3) 電力市場を競争的に機能させていく上で、こうした課題に電気事業法の事前規制で対応することは、経営の自主性の最大限の発揮により電気事業の効率化を図る制度改革の基本理念に反することとなる。また、市場における一般的なルールである独占禁止法により規制することは、同法が基本的には競争制限的行為を排除するものであることに鑑みれば、電力市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。 (4) このため、平成11年12月、電気事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、<u>独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動基準を明らかにすることとどまらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を取りまとめた。</u>	的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての一般電気事業者の託送に依存して競争せざるを得ないことから、一般電気事業者の適切な対応がなければ、不利な立場におかれること。 ④ <u>一般電気事業者は多数の電源やネットワーク制御システムを保有していること</u>によって、新規参入者に比べて容易に負荷追従等が図れること。 (3) このため、電力市場を競争的に機能させていくためには、電気事業法の事前規制で対応することも選択肢の一つとしては考えられる。しかしながら、経営の自主性が最大限発揮されることにより電気事業の効率化を図ることが一連の電気事業制度改革の基本的な理念であることから、電気事業法上、託送制度を設けたものの、自由化された市場における一般電気事業者に対する規制は原則廃止したところである。一方、市場における一般的なルールである独占禁止法により規制することも選択肢の一つとして考えられるが、同法は基本的には競争制限的行為を排除するものであり、電力市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。 <u>したがって、独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動基準を明らかにすることにとどまらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を示すことが必要となる。</u> <u>このような指針を示すことにより、電力市場における参加者にとっては、最大限の自主性を発揮できるためのフィールドが示される。電気事業法・独占禁止法違反に問われるという直接的な行政介入を未然に防止し、市場参加者が安心して経済取引を行えるような環境を整えることとなり、電気事業制度改革の理念である経営自主性の最大限の尊重・行政介入の最小化が図られることになる。</u> (4) <u>こうした趣旨に鑑み、平成11年12月、電気事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を以下の点を基本原則として作成することとした。</u> ① <u>この指針が市場参加者に対するメッセージとしての意義を有することに鑑み、具体的に想定される問題となり得る事例や具体的に表明された懸念に即して、適正な電力取引について具体的な指針を示していく。</u> ② <u>電力取引において初めて市場競争が本格的に導入されることから、あらかじめ全ての行為を予測することは困難であるため、制度改革初期の段階において想定される行為を念頭に置く。なお、市場構造が動的に変化していくに伴い、</u>

改 定 後	現 行
(5) <u>その後、部分自由化の進展等の状況変化に伴い指針の改定を行ってきたが、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、需給ひっ迫下での需給調整や多様な電源の活用必要性が増すなど、従来の電力市場が抱える様々な課題が明らかとなったことを受け、電力市場の抜本的見直しのため、平成25年4月、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定された。</u> (6) <u>この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の改正電気事業法が成立し、送配電等業務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の改正電気事業法（以下「平成26年改正法」という。）が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の改正電気事業法が成立し、平成32年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。</u> (7) <u>今回の改定は、こうした一連の電力システム改革を踏まえ、平成28年4月の小売全面自由化により新たなステージに入る新しい電力市場における適正な取引の在り方を示すものである。</u>	<u>本指針については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。</u> (5) <u>その後、部分自由化の進展や大口需要家を中心とした広範な需要家において自家発電設備の導入及び増設が拡大する等の状況変化に伴い、公正取引委員会及び経済産業省に対して相談等のあった個別の事例等、当初策定された指針では想定していなかった事例を踏まえ、平成14年7月に第1回目の指針の改定を実施した。</u> <u>また、平成17年5月には、自由化範囲の段階的拡大、中立機関（送配電等業務支援機関）の創設、ネットワーク部門の発電、販売部門との間の情報遮断、内部相互補助の禁止、差別的取扱いの禁止の担保、振替供給料金制度の廃止、私設・任意の卸電力取引所の創設等の平成15年度電気事業法改正、コージェネレーションシステムを含む自家発電設備の導入やオール電化を巡る競争に対応し、本指針の補足・充実を図るため、第2回目の指針の改定を実施した。</u> <u>さらに、平成18年12月には、卸電力取引所において平成17年4月から取引が開始されたこと並びに公正取引委員会及び経済産業省に対して相談等のあった個別の事例等を踏まえ、第3回目の指針の改定を実施した。</u> <u>平成20年には、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会における審議を経て、第4次電気事業制度改革の検討結果が取りまとめられた（同年3月「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」及び同年7月「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」）ことを受け、電力市場の競争環境整備を図る観点から提言された内容に関し、本指針の充実を図るため、第4回目の指針の改定を行った。</u> (6) <u>平成25年4月には、東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電気料金の値上げや、需給ひっ迫下での需給調整、多様な電源の活用必要性が増すとともに、従来の電力システムが抱える様々な課題が明らかとなったことを受け、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定された。</u> <u>当該方針を受け、平成25年11月には、第1弾の改正電気事業法が成立し、送配電等業務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の設立が規定されるとともに、第2弾（電気の小売業への参入の全面自由化）、第3弾（法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化）に向けた改革プログラムが規定された。この改革プログラムの実施段階に併せて、本指針の改定を行うこととする。</u> (新設)

改 定 後	現 行
2 指針の構成 (1) 指針は、①小売分野、②卸売分野、③託送分野等及び④他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。 ア 総論として、基本的な考え方を明示する。 イ 各論として、電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為を示した上で、電気事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれが強い行為を示すとともに、一定の場合には電気事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する。 (2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが指針の内容をより一層明確にしていくことになると思われる。	2 指針の構成 (1) 指針は、①小売分野、②託送分野、③卸売分野及び④他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。 ア 総論として、基本的な考え方を明示する。 イ 各論として、電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為を示した上で、電気事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれが強い行為を示すとともに、一定の場合には電気事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する。 (2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが指針の内容をより一層明確にしていくことになると思われる。

改 定 後	現 行
第二部 適正な電力取引についての指針 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (1) <u>小売供給</u> ① <u>平成26年改正法の施行により電気の小売業への参入の全面自由化が行われ、経済産業大臣による登録を受けた小売電気事業者であれば、家庭を含む全ての需要家に対して電気の小売供給を行うことが可能となった。小売電気事業者に対しては、需要家への説明義務や書面交付義務、苦情処理義務が課されているが、小売電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である（特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島供給約款による小売供給を除く。）。</u> ② <u>平成26年改正法の施行前においては、一般電気事業者はその供給区域内において100パーセント近いシェアを有しており、かつ、一般電気事業者間の競争が活発に行われていなかった。平成26年改正法の施行後においては、電気の小売業への参入の全面自由化により全国的な競争が期待されるところ、一方で、周波数変換設備や地域間連系線の送電容量に制約があることや、一般送配電事業者の供給区域ごとに託送供給契約の締結や同時同量を行う必要があること、当該区域を越えた卸電力取引が限定的にしか行われていないこと等から、当該区域ごとに競争が行われる実態が当分の間は変わらないことも考えられる。</u>	第二部 適正な電力取引についての指針 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (1) <u>自由化分野</u> ① <u>平成11年の電気事業制度改革においては、供給者を選択し得ると考えられる需要家(特別高圧需要家)の獲得を巡って、既存の一般電気事業者及び新規参入者の間で有効な競争が生じれば、効率的な電力供給が実現されるとの前提の下に、自由化対象需要家及び新規参入者に対する供給の条件について、原則、一般電気事業者に電気事業法上の規制を課さないこととした（注）。</u> <u>したがって、一般電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家及び新規参入者と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である。</u> <u>（注）ただし、一般電気事業者は、その区域の自由化対象需要家のうち誰からも供給を受けることができない需要家に対しては、例外的に、電気事業法上最終保障約款により供給を行う義務を負うこととされている。また、新規参入者に対する供給のうち、参入に当たって不可避免的に発生するものであり、一般電気事業者以外に行うことができないもの（具体的には、3%以内の同時同量未達分（以下「変動範囲内インバランス」という。）に対する供給）及び不可避免的には発生しないものの、一般電気事業者以外に行うことが困難なもの（具体的には、変動範囲外の同時同量未達分（以下「変動範囲外インバランス」という。）に対する供給）については、電気事業法上、託送供給約款により供給を行うこととされている。</u> ② <u>しかしながら、ネットワークを保有・運用する一般電気事業者がその供給区域内において100%近いシェアを有し、かつ、当該一般電気事業者間の競争が活発に行われていない状況においては、自由化対象需要家であっても、多くは既存の一般電気事業者が電力の供給を依存せざるを得ない。また、新規参入者においても、平成15年の電気事業法改正により、自営線による電気の供給が可能となるものの、新規参入に当たって既存の一般電気事業者が保有するネットワークを利用せざるを得ないほか、同時同量未達分（以下「インバランス」という。）等を既存の一般電気事業者から受ける必要があるなど電気事業分野において事業活動を行うに当たって</u>

改 定 後	現 行
また、一般送配電事業者の供給区域内の電源の大部分を一般電気事業者であった者が保有し又は調達している実態が変わらない現状においては、当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は依然として有力な地位にあり、当分の間、需要家の多くは当該小売電気事業者から引き続き電気の小売供給を受け続けることも考えられる。 ③ このような状況において、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）が、当該区域において、供給に要する費用を下回る料金で電気を供給したり、他の小売電気事業者と取引しようとする需要家に対して従来の条件に比して不利益となる条件に変更したり、需要家の解約を不当に制限したりすることにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせ、市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、正当な理由なく他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。このため、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、下記2（1）のような点を踏まえた適切な対応が必要である。 （これらの点については、Ⅱ 卸売分野における適正な電力取引の在り方、Ⅲ 託送分野等における適正な電力取引の在り方及びⅣ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方において公正かつ有効な競争の観点から問題となるとされている行為を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）又は一般送配電事業者が行う場合においても同じ。） ④ また、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気の利用者の利益の保護の観点からは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に限らず、全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令（同法第2条の17）や業務改善勧告（同法第66条の11の勧告をいう。以下同じ。）が発動される可能性がある（業務改善勧告については監査、報告徴収又は立入検査が実施された上で発動されるもの）。なお、需要家に対する説明の在り方や小売電気事業者の営業・契約形態に関する考え方については、別途、電力の小売営業に関する指針に	は既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない。このような状況において、ネットワークを保有・運用する一般電気事業者が新規参入者と取引しようとする自由化対象需要家に対して従来の条件に比して不利益となる条件に変更したり、これを示唆したりする場合には、当該需要家は新規参入者との取引を断念せざるを得ず、また、新規参入者に対して、自己に比べて競争上不利にする条件を設定する場合には、新規参入者の事業活動を困難にするおそれが強い。このような一般電気事業者の行為は、独占禁止法上又は電気事業法上問題があることから、後記2（1）に述べるような点を踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。 （後記8頁 Iの2（1）①イ柱書きから移動：本項目の途中に挿入） 一般電気事業者が、以下に掲げる行為を行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にし、市場（例えば、当該一般電気事業者の供給区域等）における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、以下の行為により、正当な理由なく新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。 この判断に当たっては、一般電気事業者が各供給区域内において100%近いシェアを有し、一般電気事業者間の競争がほとんど行われていないこと及び一般電気事業者が自由化対象需要家に対して継続的に電気を供給していることを前提としていることに留意する必要がある。 （これらの点については、Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方、Ⅲ 卸売分野における適正な電力取引の在り方、Ⅳ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方においても同じ。） （新設）

改 定 後	現 行
<u>において規定している。</u> (2) <u>経過措置料金による小売供給</u> 平成26年改正法施行の際、現に同法による改正前の電気事業法の一般電気事業者としての許可を受けている者は、小売電気事業者としての登録を受けたものとみなされ、当該者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、経過措置期間中においては特定小売供給約款に基づく規制料金（以下「経過措置料金」という。）による小売供給を行うことが電気事業法上義務付けられている（平成26年改正法附則第16条）。経過措置料金については、料金値上げの場合に経済産業大臣の認可が必要となることに加え、料金値下げの場合の届出制が導入されており、また、<u>みなし小売電気事業者は自由料金（国による認可又は届出の規制を受けていない小売電気料金をいう。以下同じ。）の設定が可能であるが、経過措置料金の設定も義務付けられている。</u> このような制度の下、経過措置料金の設定においては、自由料金との比較に加えて、<u>下記2（2）のような点も踏まえ、みなし小売電気事業者の適切な対応が必要である。</u> <u>（注）「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」と「みなし小売電気事業者」は実態上同一の者であるが、経過措置料金規制に関しては電気事業法上「みなし小売電気事業者」という用語が定義されていることから、本指針では経過措置料金に関する記述ではこの用語を用いている。</u>	(2) <u>規制分野</u> <u>小売分野においては、非規制部分（自由化部門）と規制部分が併存している。規制料金(供給約款)については、料金値下げの場合、届出制が導入されており、また、選択約款制度の拡充も行われているため、柔軟な料金の設定が制度的に可能である。</u> このような制度の下、<u>規制料金</u>の設定においては、自由料金との比較に加えて、<u>後記2（2）に述べる点も踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。</u>
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) <u>小売供給</u> ① <u>小売料金の設定及び小売供給に関する行為</u> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 <u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。</u>	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) <u>自由化分野</u> ① <u>自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定</u> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 <u>（適切な標準メニューの設定・公表）</u> 一般電気事業者が、それぞれ個別に、自由化された小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。

改 定 後	現 行
また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の<u>特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。</u> <u>さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。</u> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (前記6頁Ⅰの1(1)「小売供給」の③に移動) i <u>セット販売における不当な取扱い</u> (略) ii <u>特定の需要家に対する不当な安値設定等</u> (略)	また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や自由化後の規制部門における<u>供給約款・選択約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。</u> <u>なお、最終保障約款の届出料金についても、このような適正に設定された標準メニューに準拠して設定されている場合には、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。</u> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 <u>一般電気事業者が、以下に掲げる行為を行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にし、市場（例えば、当該一般電気事業者の供給区域等）における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、以下の行為により、正当な理由なく新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。</u> <u>この判断に当たっては、一般電気事業者が各供給区域内において100%近いシェアを有し、一般電気事業者間の競争がほとんど行われていないこと及び一般電気事業者が自由化対象需要家に対して継続的に電気を供給していることを前提としていることに留意する必要がある。</u> <u>(これらの点については、Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方、Ⅲ 卸売分野における適正な電力取引の在り方、Ⅳ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方においても同じ。)</u> (新設) i <u>新規参入者への対抗</u> 一般電気事業者が、新規参入者と交渉を行っている需要家に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、著しく低い料金を提示することにより、新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価、不当廉売等）。 ただし、標準メニューを離れた料金であっても、より細かく個別の需要家の利用

改 定 後	現 行
iii 部分供給（注）<u>における</u>不当な取扱い （注）部分供給とは、「複数の<u>小売</u>電気事業者から1需要場所に対して、各々の電気が物理的に区分されることなく、1引込みを通じて一体として供給される形態」をいう。 （i）部分供給料金の不当設定 （略）	形態を把握した上で、当該顧客への供給に要する費用を下回らない料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。 （注）事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して料金を引き下げることが、正に競争の現れであり、通常の事業活動において広く見られるものであって、その行為自体が問題となるものではない。 しかしながら、一般電気事業者がその供給区域において100%近い市場シェアを有する現状においては、こうした一般電気事業者が、効率的な費用構造を有する新規参入者への対抗手段として、当該新規参入者が交渉を行い又は交渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対し、当該顧客への供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することによって当該顧客との契約を維持しようとする行為は、新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。 ii 特定の関係のある需要家への小売 一般電気事業者が、当該一般電気事業者の子会社等に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、不当に低い料金を適用することにより、一般電気事業者の子会社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。 iii 部分供給（注） （注）部分供給とは、「複数の電気事業者の<u>電源</u>から1需要場所に対して、各々の<u>発電した</u>電気が物理的に区分されることなく、1<u>引き込み</u>を通じて一体として供給される形態」をいう。 （i）部分供給料金の不当設定 需要家等からの部分供給の要請に対して、従来のメニューに比べ、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、排他条件付取引等）。 ○ 一般電気事業者が、全量供給の場合においては、あらかじめ公表している標準メニュー（注）を適用する代わりに、又はそれに加え、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用し、電力を供給している一方で、部分供

改 定 後	現 行
(ii) 部分供給の拒否 (略) (iii) <u>負荷変動に応じた同時同量</u>を伴う部分供給の拒否 (略)	給の場合においては当該部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。 (注) 自由化対象需要家と一般電気事業者の契約形態等自由化分野の現状を踏まえると、一般電気事業者が公表しているメニューが、標準的なものであるとは必ずしも認められない場合がある。 ○ 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。 ○ 一般電気事業者からの電力供給に加えて、新規参入者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。 (ii) 部分供給の拒否 需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。 また、需要家等からの部分供給の要請を受けた一般電気事業者が、当該需要家に部分供給する新規参入者に対して、自己から常時バックアップ供給を受けることを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等）。 (iii) <u>負荷追随</u>を伴う部分供給の拒否 一般電気事業者が部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供給形態を希望することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。 しかしながら、電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整する（負荷追随する）ことが必要であり、新規参入者から供給を受ける需要家に対して、一般電気事業者が、負荷追随を伴う部分供給を不当に拒否することは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

改 定 後	現 行
(iv) 必要性を超えた事前通知の要請 (略)	○ 負荷追従できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、一般電気事業者が事前に定めた供給量のみ部分供給を行うとすること。 ○ 負荷追従できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、一般電気事業者が供給割合に応じた負荷追従しか行わないこと。 (iv) 必要性を超えた事前通知の要請 一般電気事業者が負荷追従を伴う部分供給を行う場合に、一般電気事業者が自らの供給区域における需給のマッチングを行うという現行の電気事業制度を前提とすると、計画的な発電を行うため、新規参入者の予定供給量の事前通知を求める必要性があることに一定の合理性があることは否定できない。 しかしながら、託送供給約款上、新規参入者が一般電気事業者の送電線を利用して小売する際に、実際に供給された量が事前通知された予定供給量を一定以上下回った場合、変動範囲外インバランス料金等が新規参入者に課せられることとなるので、一般電気事業者の日々の発電計画作成の必要性を超えた事前通知の期限、内容等を求めることは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い等）。 例えば、需要家に新規参入者の供給予定量について事前通知を求めることは、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。 ○ 一般電気事業者が発電計画を作成する観点及び系統運用上の観点から必要と認められる時刻より前に、新規参入者の供給予定量の事前通知を求めること。 ○ 一般電気事業者が発電計画を作成する観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。 ○ 事前通知に係る事務を新規参入者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。
iv 戻り需要（注）<u>に対する</u>不当な高値設定等 (略)	iv 戻り需要（注）<u>時の</u>不当な高値の<u>設定等</u> 一般電気事業者が、新規参入者から一般電気事業者に供給先を変更しようとする需要家（いわゆる戻り需要）に対して、公表された標準メニューに比べて、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家の取引先選択の自由を奪い、新規参入者が他に取引先を容易に見い出すことが困難となることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。また、戻り需要に対して、交渉に応じず従来供給していた料金に比べて高い最終保障約款を適用することも、同様に、独占禁

改 定 後	現 行
v 自家発電補給契約の解除・不当な変更 (略)	止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。 ただし、戻り需要に対応するため、予備力を活用することに伴う合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。 （注）一度新規参入者と契約した需要家が再び一般電気事業者と電気の供給契約を求める場合の需要のことをいう。 v 自家発電補給契約の解除・不当な変更 自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、自家発電補給契約を締結することが必要となるが、突発的な事態に対応するための供給予備力の保有が困難なこと、託送供給料金の負担などから一般電気事業者以外の事業者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。 このような状況において、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入をしようとする自家発電設備を有する需要家（以下「特定自家発電設備保有者」という。）に対して、自家発電補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、特定自家発電設備保有者が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、差別対価等）。 ○ 特定自家発電設備保有者に対して、自家発電補給契約を打ち切ること。 ○ 特定自家発電設備保有者との自家発電補給契約（単独の自家発電補給契約）の料金を、一般電気事業者からの全量供給に付随する場合の自家発電補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。 vi 不当な最終保障約款 <u>一般電気事業者が定める最終保障約款について、公表された標準メニューと比べて、不当に高いものである場合には、最終保障約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第19条の2）。</u> <u>ただし、最終保障約款の適用を受ける需要家が戻り需要であり、これに対応するため、一般電気事業者が予備力を活用する状況にある場合には、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、電気事</u>

改 定 後	現 行
<u>vi</u> 需給調整契約の解除・不当な変更 素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが、<u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者</u>と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、<u>小売電気事業者の中には、主として大規模な自家発電設備を有する需要家から電気を調達する者もあるが、そのような需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。</u> （注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに<u>小売電気事業者</u>の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については<u>低額</u>に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。 （略）	<u>業法上問題とならない。</u> <u>vii</u> 需給調整契約の解除・不当な変更 素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが一般電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、<u>新規参入者が電力を調達する先は、主として大規模な自家発電設備を有する需要家であるが、そのほとんど全てが一般電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。</u> （注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに<u>一般電気事業者</u>の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については<u>安価</u>に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。 一般電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、このような状況のもと、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入をしようとする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打ち切りを示唆することは、当該需要家が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、取引妨害等）。 ○ 需要家が一般電気事業者以外の新規参入者から部分供給を受ける場合に、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。 ○ 余剰電力の販売先を既存の一般電気事業者から新規参入者に変更する自家発電設備を有する需要家に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。 ○ 自家発電設備の電力容量を増強して、余剰電力を新規参入者に販売する自家発電設備を有する需要家（従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含

改 定 後	現 行
ix 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為 (略) ② その他の行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 <u>需要家の電気の購入先（小売電気事業者）の切替え（スイッチング）の際に切替え先の小売電気事業者が必要とする需要家情報（地点設備情報や過去の使用電力量）については、需要家の同意を得た上で、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が提供するスイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者に対して提供されることとなる。需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、広域機関及び一般送配電事業者がスイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i <u>スイッチングにおける不当な取扱い</u>	役務の取引を打ち切り、又は購入数量を削減すること又は削減することを示唆することにより、新規参入者に影響力を有する者を通じて、新規参入者の事業活動を拘束することも独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。 x <u>需要家情報の利用</u> <u>一般電気事業者が、他の事業者がその事業活動に必要となる自らの顧客の情報を、当該顧客から情報の利用許諾を受けた他の事業者に対して営業部門に対する開示手続と同様の手続により開示しないことは、新規参入者等の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い等）。</u> xi 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為 供給区域内の小売市場において独占的地位を有する一般電気事業者が、例えば、新規参入者と交渉を行っている需要家に対する既契約の途中解約、電気料金の対抗的値下げ、新規の解約補償料を伴う長期契約の締結等と組み合わせて不当に行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にすることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。 ② その他の行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 <u>需要家情報へのアクセスの公平性の観点から、一般電気事業者は新規参入者に対して需要家情報を提供する窓口を設け、需要家の許諾のもと利用可能な情報の項目、情報提供申込みに必要な書類、様式、回答に必要な期間等手続についてあらかじめ定め、公表しておくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (新設)

改 定 後	現 行
(略) <u>また、スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある（電気事業法第28条の5 1並びに第23条、第27条及び第66条の1 1）。</u> ii <u>需要家への不当な情報提供</u> (略) <u>また、小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供（例えば、当社の電気は停電しにくい等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある（電気事業法第2条の17又は第66条の1 1）。</u> なお、電力システムの安定については、①小売電気事業者に対しては供給能力の確保義務が課されている（電気事業法第2条の1 2）とともに、託送制度上、<u>同時同量の未達分（以下「インバランス」という。）についてはインバランス料金の支払いが必要となること</u>、②一般送配電事業者は、系統安定をネットワーク全体の管理によって維持しており、<u>小売電気事業者はそのためのコストを託送に付随するサービス（アンシリャーサービス）として負担することにより担保されている。</u> (2) <u>経過措置料金による小売供給</u> ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為 <u>経過措置料金</u>が現行制度の中で自由料金における創意工夫を取り込んでいくことが望ましい。これによって、自由料金及び<u>経過措置料金</u>双方において、コストに見合った形でより多様な料金体系が実現し、電気事業制度改革の趣旨である全ての需要家に効率化の成果が行き渡ることが期待される。 イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為	一般電気事業者が、営業活動の中で不当な情報（例えば、新規参入者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等）を需要家に提供することによって、新規参入者と需要家の取引を妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害）。 なお、電力システムの安定については、①託送制度上、<u>新規参入者は需要家に対する同時同量の供給を守る義務があり、同時同量の供給が守れない事業者は新規参入ができないこと</u>、②一般電気事業者は、系統安定をネットワーク全体の管理によって維持しており、<u>新規参入者はそのためのコストを託送に付随するサービス（アンシリャーサービス）として負担することにより担保されている。</u> (2) <u>規制分野</u> ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為 <u>自由料金が規制料金と整合性のとれたものとして設定され、また、規制料金が現行制度の中で自由料金における創意工夫を取り込んでいくことが望ましい。</u>これによって、自由料金及び<u>規制料金</u>双方において、コストに見合った形でより多様な料金体系が実現し、電気事業制度改革の趣旨である全ての需要家に効率化の成果が行き渡ることが期待される。 イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為

改 定 後	現 行
規制料金である経過措置料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が経過措置料金の対象需要家とみなし小売電気事業者の間で生じた場合には、経済産業省及び電力取引監視等委員会は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、経過措置料金の設定が不適當であり、経過措置料金の対象需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の特定小売供給約款の認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第3項でなお効力を有するとされている電気事業法第23条）。	規制料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が規制対象需要家と一般電気事業者の間で生じた場合には、経済産業省は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、規制料金の設定が不適當であり、規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の供給約款認可申請命令又は選択約款変更命令が発動される（電気事業法第19条第8項又は第23条）。

改 定 後	現 行
<u>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</u> 1 考え方 平成7年の電気事業制度改革では、卸電力事業への参入規制が原則撤廃され、電力の卸売市場（以下「卸電力市場」という。）が自由化された。独立系発電事業者は、一般電気事業者が実施する卸電力入札に参加することで卸電力市場への参入が可能となった。しかしながら、電気事業者が自己で電源を保有する場合には、投資決定から発電所の開発・稼働に至るまで一定の時間が必要であり、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、火力や水力、原子力等の多くの発電所を保有し、発電電力量の大宗を占める状態が続いている。 また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、依然として一般送配電事業者の供給区域内で高い市場シェアを有しており、自己又はグループ内の発電部門との内部取引に加えて、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。 加えて、卸電力取引所における取引量は増加傾向にあるものの、依然として小売販売電力量の数パーセントを占めるにとどまるなど、小売電気事業者が小売供給に必要な電気を卸電力市場から十分確保できる環境が整備されているとはいえない。 このような状況であることから、多くの小売電気事業者にとって小売供給に必要な電気を確保することは、現状では必ずしも容易ではない。 電気事業制度改革の目的である小売電気料金の最大限の抑制、電気の利用者の選択機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するためには、電力の小売市場において公正かつ有効な競争が行われる必要があり、そのためには卸電力市場の活性化が不可欠である。	<u>III 卸売分野における適正な電力取引の在り方</u> 1 考え方 <u>（1）一般電気事業者の電気の調達</u> <u>ア 一般電気事業者が電気を調達する方法としては、主に以下の4つの選択肢がある。</u> <u>① 原子力・水力等の長期固定電源は、初期投資が大きく投資回収期間が長いという特徴を有する。エネルギーセキュリティ確保・環境保全という公益的課題の達成の観点及び一般電気事業者間の電源立地条件等の差に基づく地域的な需給ギャップを解消するという広域的運営の観点から、長期固定電源については、投資リスクのマネジメントを容易にする投資環境が保たれることが必要である。このため、引き続き、電気事業法上の供給計画に基づき、計画的に優先して開発する。</u> <u>② 火力電源の開発については、電気事業法上の供給計画に基づき、計画的に開発する。また、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リブレースしようとする場合は、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（平成24年9月18日策定、平成26年9月8日改定）に基づき、原則全ての火力電源について、入札を実施する。</u> <u>③ 供給力を確保したり、また、既に保有している電源を他の事業者のより低コストな電源で代替することによって経済性を追求するため、卸電力取引市場を利用して調達することも可能である。</u> <u>④ 上記のほか、一般電気事業者間では、系統運用上の調整手段として、i)緊急的な供給力の不足分を調達するための融通として需給相互応援融通が、ii)緊急的な余剰分の融通としての広域相互協力融通が行われている。ただし、系統運用者が当該融通を活用するに当たっては、事前にトレーディング部門が卸電力取引市場等で調達・投入を行うとともに、これら融通以外に実質的に需給の不一致を解消すべき手段が残されていないことが条件とされている。</u> <u>イ 原子力・水力等の電源についてはどの程度の開発を行うかについては、公益的課題を達成する観点も踏まえ、先取的に決定されることが妥当であり、その効率性の担保についても、電気事業法上の小売規制料金の認可又は届出・変更命令及び卸供給料金の届出・変更命令によることが妥当である。</u> <u>ウ 一方、原子力・水力等以外の電源からの調達については、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。</u>

改 定 後	現 行
(1) <u>小売電気事業者への卸供給等</u> ① <u>卸電力市場の活性化のためには、小売電気事業者が電気の卸供給を受けることを不当に妨げられないことが重要である。</u> ② <u>また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注）が支配的な卸供給シェア（注）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。</u> <u>なお、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、常時バックアップの契約窓口を、親会社等の自己以外の事業者（区域において一般電気事業者であった小売電気事業者を含む。以下、常時バックアップの契約窓口となる事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者を併せて「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」という。）に設けることは差し支えない。むしろ、区域において一般電気事業者であった発電事業者が分社化して複数の発電事業者になる場合には、常時バックアップの契約手続が複雑になることを防ぐ観点から、分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自己以外の事業者に、常時バックアップの契約窓口を一本化することが適当である。</u> <u>また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資す</u>	<u>エ なお、平成17年4月、経済融通が廃止され、私設・任意の市場である卸電力取引所における取引が開始された。我が国初の試みである卸電力取引所には、指標価格の形成、需給ミスマッチを解消する販売・調達手段の充実といった事業者のリスクマネジメント機能を十分発揮することが求められており、平成20年の電気事業制度改革においても重要な役割が期待された。現状において発電設備の大半を所有している一般電気事業者には、卸電力取引所へ投入し、また、必要に応じて卸電力取引所からの調達を行うことが期待されており、卸電力取引所を利用して電力を投入・調達しようとする際にも、当該卸電力取引所が定める透明公正な手続、公正なルールに従って取引を行うことが求められる。</u> (2) <u>新規参入者への卸売</u> <u>一般電気事業者による新規参入者への供給のうち、常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電力システム改革専門委員会報告書（平成25年2月）において、新規参入者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（3割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を一般電気事業者が行うよう求めることが適当であるとされている。また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。新規参入者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、取引所に移行していくことが期待されている。ただし、そのためには、卸電力取引所における取引が十分に厚みのあるものであること及び市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。</u>

改 定 後	現 行
るよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。<u>電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者</u>があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、<u>今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確保できる環境を整備することが期待されている。</u>ただし、そのためには、<u>例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。</u> <u>(注) 常時バックアップの供給区域を確定するに当たっては、以下の (a) 又は (b) に該当する発電事業者を区域において一般電気事業者であった発電事業者等の関連会社とみなし、支配的な卸供給シェアの有無については、区域において一般電気事業者であった発電事業者等及びその関連会社のシェアの合算で考える。</u> <u>(a) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等（又はその親会社）が他の発電事業者の議決権の 3 分の 1 以上を有する場合における当該他の発電事業者</u> <u>(b) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、長期の卸供給に関する相対契約を締結している場合における、当該契約の相手方である発電事業者</u> <u>(注) 支配的な卸供給シェアは、50 パーセント以上が一つの目安となる。</u> ③ (略) (2) <u>卸電力取引所の活性化</u> 卸電力市場については、<u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者</u>による長期の相対契約が大宗を占める構造に大きな変化はみられないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の流動性が徐々に高まっている。 電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」（平成15年2月15日）において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電力取引所の設立が提言された。これを受けて、平成17年4月から卸電力取引所における実際の取引が開始された。取引量はいまだ少ないものの、卸電力取引の担い手の全てが参加し得るマーケットであり、<u>平成28年4月からは電気事業法に基づく指定法人となり得ることも受けて、卸電力市場の中で重要な役割を担うことが期待される。</u>また、平成28年4月からインバランス料金が卸電力取引所での相場（以下「市	(3) 卸電力取引所 卸電力市場については、一般電気事業者による長期の相対取引が大宗を占める構造に大きな変化はみられないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の流動性が徐々に高まっている。 電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」（平成15年2月15日）において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電力取引所の設立が提言された。これを受けて、平成17年4月から卸電力取引所における実際の取引が開始された。取引量はいまだ少ないものの、卸電力取引の担い手の全てが参加し得るマーケットであり、卸電力市場の中で重要な役割を担うことが期待される。

改 定 後	現 行
<u>相場場」という。)を反映した価格となることから、卸電力取引所は、卸電力取引所における取引で不正な行為又は不当な価格形成がないかということを常に監視し、取引の公正を確保することが望まれる。</u> <u>卸電力取引所の活用については、電力システム改革専門委員会報告書において、必要な適正予備率を確保した上で、余力は原則全量を卸電力取引所に投入することが適当であるとされており、平成25年3月以降、これを踏まえた一般電気事業者であった9社の自主的な取組が行われている。</u> <u>電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとっては、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引は重要であり、常時バックアップの役割が卸電力取引所における取引等に移行される場合には、更にその重要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引等は、余剰電力の入札先及びインバランスの発生を未然に防ぐための電源調達先として、当該小売電気事業者の事業継続に欠かせない機能を有している。</u> <u>卸電力市場の活性化のためには、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、余剰電力を積極的に卸電力取引所に投入することが重要である。(略)</u> <u>(3) 卸電力市場の透明性</u> <u>卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、常時バックアップや部分供給に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。</u> <u>しかしながら、卸電力市場において相場操縦が行われる可能性があり、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。</u> <u>そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。</u> 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	卸電力取引所の活用については、電力システム改革専門委員会報告書において、必要な適正予備率を確保した上で、余力は原則全量を卸電力取引所に投入することが適当であるとされており、平成25年3月以降、これを踏まえた一般電気事業者9社の自主的な取り組みが行われている。 新規参入者にとっては、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引は重要であり、常時バックアップが卸電力取引所に移行される場合には、さらにその重要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引は、余剰電力の入札先及びインバランスの発生を未然に防ぐための電源調達先として、新規参入者の事業継続に欠かせない機能を有している。 (新設) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

改 定 後	現 行
(1) <u>小売電気事業者への卸供給等</u> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ○ <u>発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口</u> <u>区域において一般電気事業者であった者が発電部門と小売部門の分社化を行う等の組織再編を行った場合、常時バックアップの契約窓口は、他の小売電気事業者と直接的な競争関係にないグループ内の事業者（区域において一般電気事業者であった発電事業者、親会社等）に設置することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① <u>卸供給契約における不当な料金設定等</u> (略)	(1) <u>一般電気事業者の電気の調達</u> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ○ <u>全国融通</u> <u>全国融通については、前日計画確定後の電力取引手段として、時間前市場とは別に、系統運用者の最後の調整手段としての性格を踏まえ、一般電気事業者間の取引として行われてきたものであるが、広域機関の設立後は、広域機関の定めるルール及びその指示に基づき、透明性が確保された形で行っていくことが望ましい。</u> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 卸供給における不当な料金設定 <u>既存火力電源からの電気の調達については、電気事業法上、卸供給として、経済産業大臣に届け出た料金で調達することとされており、この料金が適正な原価に適正な利潤を加えたものとして適切に設定されていない場合には、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第22条）</u> ② <u>余剰電力購入契約の解除・不当な変更</u> <u>一般電気事業者に卸売を行う事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等。以下「卸売事業者」という。）は、発電電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給することにより新規参入することが可能である。電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。</u> <u>しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者に卸売しようとし、又は直接需要家に供給しようとする卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸売事業者が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別対価等）。</u>

改 定 後	現 行
② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 <u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に電気を卸供給する事業者（他の発電事業者、自家発電設備を有する需要家等。以下「卸売事業者」という。）は、卸供給契約や余剰電力購入契約の変更を行うこと等により、発電電力の一部を他の小売電気事業者に卸供給したり、直接需要家に小売供給することにより電気の小売業に新規参入したりすることが可能である。電気事業分野における公正かつ有効な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。</u> （略） ③ 常時バックアップにおける不当な取扱い <u>常時バックアップは、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって引き続き主要な電源調達手段となっている。また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が小売電気事業者に供給し得る発電設備の大半を確保し、区域を越えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達も十分にできない状況においては、多くの小売電気事業者は、常時バックアップを当該発</u>	<u>なお、電源を保有する事業者が、全量を一般電気事業者に卸売する場合と異なり、その一部を小売に転用する場合であって、小売量の変動に伴う余剰電力量の変動が生じる場合には、一般電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とならない。</u> ③ 卸供給契約の解除・不当な変更 卸売事業者は、<u>一般電気事業者との卸供給契約の変更を行うこと等により、発電電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給することにより新規参入することが可能である。電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。</u> しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者に卸売しようとし、又は直接需要家に供給しようとする卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は卸供給契約料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸売事業者が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別対価等）。 なお、電源を保有する事業者が、全量を一般電気事業者に卸売する場合と異なり、その一部を小売に転用する場合であって、小売量の変動に伴う卸電力量の変動が生じる場合には、一般電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とならない。 （後記２８頁Ⅲの２（２）から移動） <u>（２）新規参入者への卸売（常時バックアップ）</u> ○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u> <u>卸電力市場は、卸電力取引所における取引量がまだまだ多くないなど、十分に整備されているとはいえない。常時バックアップは、現状では、新規参入者にとって引き続き主要な電源調達手段となっており、卸電力取引所での取引等によってこれを代替できるような状況にはない。また、一般電気事業者が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備の大半を確保し、かつ既存の一般電気事業者の供給区域を越え</u>

改 定 後	現 行
<u>電事業者等</u>に依存せざるを得ない状況にある。 (略) ④ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限 (略) ⑤ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用 (略)	<u>て競争がほとんど行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を一般電気事業者以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。</u> このような状況において、一般電気事業者に供給余力が十分にあり、他の一般電気事業者との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱等）。 ○ 新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。 ○ 同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること。 （注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。 ○ 複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。 ○ 複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、一般電気事業者が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。 ④ 卸売事業者（<u>I P P</u>など）に対する小売市場への参入制限 卸売事業者が一般電気事業者への卸売の余剰分を活用して小売市場に新規参入する場合に、一般電気事業者が当該事業者からの卸売契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は買取り料金を不当に低く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。 ⑤ 卸売事業者（<u>I P P</u>など）に対する優越的な地位の濫用 卸売事業者に対して一般電気事業者が、正常な商慣習に照らして不当に不利益と

改 定 後	現 行
⑥ 発電設備の買取り (略)	なるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（優越的地位の濫用）。 ⑥ <u>一般電気事業者による発電設備の買取り</u> 一般電気事業者が、自己の電力供給能力を増強・補完するために、既存の自家発電事業者から発電設備を買い取ることは、基本的に一般電気事業者の経営判断の問題である。 しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者と発電設備の売却交渉を行っている事業者に対して、不当に高い購入価格を提示したり、当該事業者に供給している電力の料金その他の取引条件を従来の条件に比して有利に取り扱い、又は新規参入者に売却した場合には従来の条件に比して不利な条件を設定し、若しくは設定することを示唆することは、当該事業者が新規参入者への売却を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。 ○ 余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取り価格を提示すること。 ○ 自己に売却することを条件に電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと。 ○ 新規参入者に売却した場合、自己の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来の料金に比して高く設定すること。 <u>(2) 新規参入者への卸売（常時バックアップ）</u> ○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u> <u>卸電力市場は、卸電力取引所における取引量がいまだ多くないなど、十分に整備されているとはいえない。常時バックアップは、現状では、新規参入者にとって引き続き主要な電源調達手段となっており、卸電力取引所での取引等によってこれを代替できるような状況にはない。また、一般電気事業者が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備の大半を確保し、かつ既存の一般電気事業者の供給区域を越えて競争がほとんど行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を一般電気事業者以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。</u>

改 定 後	現 行
(2) 卸電力取引所の活性化 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 <u>小売電気事業者が活発な競争を行うためには、常に電力を市場から調達できる環境が必須であり、そのためには、以下の①及び②に示されるように、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めていくことが期待される。</u> <u>また、卸電力取引所は、電力の卸取引の機会の拡大及び卸取引の指標として適正な価格の形成を図ることにより円滑な卸取引に資することを目的とする法人として経済産業大臣から指定を受け得ることに鑑み、電気事業法に基づく売買取引数量等の公表（電気事業法第99条の4）に加え、以下の③及び④に示されるように、卸電力取引所内の取引の適切性について監視を行うとともに、取引情報の公開を実施することが</u>	<u>このような状況において、一般電気事業者に供給余力が十分にあり、他の一般電気事業者との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。</u> <u>（注）取引拒絶等に該当するかどうかは卸電力取引所等の電力の卸売市場の動向等を踏まえて、個々の取引における一般電気事業者の行為が不当に新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。</u> ○ <u>新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。</u> ○ <u>同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること。</u> <u>（注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。</u> ○ <u>複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。</u> ○ <u>複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、一般電気事業者が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。</u> (3) 卸電力取引所 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

改 定 後	現 行
<u>望まれる。</u> ① 積極的な活用 発電事業者、小売電気事業者、卸売事業者等が卸電力取引所における取引を各々積極的に活用すること、特に発電容量で圧倒的な市場シェアを有する区域において一般電気事業者であった発電事業者は取引量増加に向けて相応に努力することが、卸電力取引所の流動性向上に資するため、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 ② 売り札 区域において一般電気事業者であった発電事業者の電源が卸電力取引所において取引されない場合は、卸電力取引所における取引が厚みをもつことを期待し得ないため、当該発電事業者においては、余剰電源を卸電力取引所に対して積極的に投入することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 ③ 市場監視 市場シェアが大きい発電事業者は、卸電力取引所内の取引においても、単独、又は他の電気事業者と協調して取引量及び価格を自己に有利に設定できる可能性がある。したがって、卸電力取引所において、不正な取引の監視のみならず、このような支配的事業者の行動の検証を含めた市場監視を行うとともに、各市場参加者の日常的な取引行為に関する市場監視等について、より実効性ある監視手法を今後とも追求していくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 ④ 情報公開 卸電力取引所において、価格形成の信頼性の確保に資するような取引情報の公開が実施されていくこと、また、市場監視の監視結果についても、適切に情報公開が行われることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 卸電力取引所への電力投入の制限	① 積極的な活用 一般電気事業者・発電事業者・新規参入者が卸電力取引所における取引を各々積極的に活用すること、特に発電容量で圧倒的なシェアを有する一般電気事業者は取引量増加に向けて相応に努力することが、卸電力取引所の流動性向上に資するため、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 ② 売り札 一般電気事業者の電源が卸電力取引所において取引されない場合は、卸電力取引所における取引が厚みをもつことを期待し得ないため、一般電気事業者においては、余剰電源を卸電力取引所に対して積極的に投入することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 ③ 市場監視 発電部門におけるシェアが大きい電気事業者は、卸電力取引所内の取引においても、単独、又は他の電気事業者と協調して取引量及び価格を自己に有利に設定できる可能性がある。したがって、卸電力取引所において、不正な取引の監視のみならず、このような支配的事業者の行動の検証を含めた市場監視を行うとともに、各取引参加者の日常的な取引行為に関する市場監視等について、より実効性ある監視手法を今後とも追求していくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 ④ 情報公開 卸電力取引所において、価格形成の信頼性の確保に資するような取引情報の公開が実施されていくこと、また、市場監視の監視結果についても、適切に情報公開が行われることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (新設)

改 定 後	現 行
(略) ② 自家発補給契約の解除・不当な変更 (略) ③ 需給調整契約の解除・不当な変更 (略) ④ 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 (略) (3) 卸電力市場の透明性 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ○ 法令遵守体制の構築	① 自家発補給契約の解除・不当な変更 一般電気事業者が、自家発電設備を活用して卸電力取引所に参加しようとする自家発電設備を有する者に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆すること（拘束条件付取引、差別対価等）。 ② 需給調整契約の解除・不当な変更 一般電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする自家発電設備を有する者との既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること（拘束条件付取引、差別的取扱い等）。 ③ 余剰電力購入契約の解除・不当な変更 一般電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする余剰電力購入契約を締結している卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆すること（拘束条件付取引、差別対価等）。 ④ 卸供給契約の解除・不当な変更 一般電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする卸供給契約を締結している卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は卸供給契約料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆すること（拘束条件付取引、差別対価等）。 (新設)

改 定 後	現 行
<u>電気事業者は、卸電力市場におけるインサイダー取引や相場操縦を防ぐため、内部的な取引監視体制を構築することが望ましい。具体的には、所属する従業員等に対して社内教育を行い、電気の卸取引に関し問題となる行為等について周知するとともに、インサイダー情報に該当し得る情報の社内管理体制の構築を行うことが望ましい。</u> イ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u> ① <u>インサイダー取引</u> <u>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報（注）を入手し、これに基づいて取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</u> <u>（注）インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</u> <u>（a）認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</u> <u>（b）上記（a）の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</u> <u>（c）認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</u> <u>（d）上記（c）の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</u> <u>（e）上記（a）又は（c）の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</u> <u>（f）広域機関の系統情報公開サイト（OASIS）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</u> <u>なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うものをいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起</u>	

改 定 後	現 行
<u>こるものをいう。DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用））、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。</u> <u>具体的には、以下に掲げる行為は、インサイダー取引として問題となる（なお、ここでいう卸取引とは、物理的な電力の取引のみを指し、先物電力取引は含まない。）。</u> ○ <u>業務上インサイダー情報を知った電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、当該インサイダー情報と関連する卸取引をする行為</u> ○ <u>業務上インサイダー情報を知った電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、第三者に利益を得させ又は第三者の損失の発生を回避させる目的をもって、当該第三者に対しインサイダー情報を開示する、又は情報に関連する卸取引を勧める行為</u> <u>ただし、以下の取引は、当該取引を行う正当な理由があるため、問題となる行為には該当しない。この場合、当該取引を行った電気事業者は、電力取引監視等委員会に対して、当該取引の後速やかに、当該取引の内容及び当該取引が正当化される理由（以下のいずれかの類型に該当する理由）について報告を行うことが適当である。</u> ○ <u>緊急の物理的な電力不足を補填する場合など、電力の安定供給のために、インサイダー情報の公表に先立って行うことが必要不可欠である取引</u> ○ <u>インサイダー情報を知る前に締結していた契約又は決定していた計画に基づいて行われた取引</u> ○ <u>広域機関が実施する電気事業法第28条の44に基づく指示に関する電力取引として行う場合</u> ○ <u>インサイダー情報を入手する電気事業者の内部において、実際にインサイダー情報を知る者と卸取引を行う者の間に適切な情報遮断措置（ファイアウォールの設置）が講じられている場合に、卸取引を行う者がインサイダー情報を知らされないで行った取引</u> ② <u>インサイダー情報の公表を行わないこと</u>	

改 定 後	現 行
<u>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</u> <u>インサイダー情報のうち、(f) 広域機関の系統情報公開サイト（OASIS）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</u> <u>他方、インサイダー情報のうち（a）ないし（e）（認可出力１０万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止又は計画停止に関する事実等）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</u> <u>上記のような適時の公表を行わないことは、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告（電気事業法第２７条の２９、第２７条第１項、第６６条の１１第１項）の対象となり得る。</u> <u>ただし、例えば、大規模災害等により複数の発電ユニットが停止し、事故情報の把握や復旧操作等に人員を割く必要があり、１時間以内の公表が実務的に困難な場合など、適時に公表できないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。この場合、電気事業者は、適時に公表できなかったことについての正当な理由を、公表後速やかに電力取引監視等委員会に報告することが適当である。</u>	

改 定 後	現 行																
i. <u>公表内容とその時期</u> 《計画外停止の場合》 <table> <tr> <th><u>公表内容</u></th><th><u>公表時期</u></th></tr> <tr> <td> <u>計画外停止に関する速報</u> ● <u>発電事業者名</u> ● <u>停止した発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア</u> ● <u>停止の日時</u> </td><td><u>計画外停止の発生後 1 時間以内</u></td></tr> <tr> <td> <u>計画外停止に関する詳報</u> ● <u>停止原因（不明である場合はその旨）</u> ● <u>復旧見通し（見通しが立たない場合はその旨）</u> </td><td><u>計画外停止の発生後 4 8 時間以内（公表した情報に変更・更新がある場合は、変更・更新についての決定後速やかに）</u></td></tr> <tr> <td><u>復旧時期の公表</u></td><td><u>復旧時期の決定後速やかに</u></td></tr> </table> 《計画停止の場合》 <table> <tr> <th><u>公表内容</u></th><th><u>公表時期</u></th></tr> <tr> <td> <u>計画停止の予定</u> ● <u>発電事業者名</u> ● <u>停止を予定する発電ユニットの名称、容量、当該発電ユニットが所在するエリア</u> ● <u>停止を予定する期間</u> </td><td><u>計画停止の決定後速やかに</u></td></tr> <tr> <td><u>計画停止の予定の変更</u></td><td><u>変更についての決定後速やかに</u></td></tr> <tr> <td><u>復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）</u></td><td><u>復旧が行われる 4 8 時間前まで</u></td></tr> </table> <u>（注）復旧とは、いわゆる営業運転（電気の卸供給が行えるような運転）の再開を指し、試運転を含まない。</u> ii. <u>公表方法</u>	<u>公表内容</u>	<u>公表時期</u>	<u>計画外停止に関する速報</u> ● <u>発電事業者名</u> ● <u>停止した発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア</u> ● <u>停止の日時</u>	<u>計画外停止の発生後 1 時間以内</u>	<u>計画外停止に関する詳報</u> ● <u>停止原因（不明である場合はその旨）</u> ● <u>復旧見通し（見通しが立たない場合はその旨）</u>	<u>計画外停止の発生後 4 8 時間以内（公表した情報に変更・更新がある場合は、変更・更新についての決定後速やかに）</u>	<u>復旧時期の公表</u>	<u>復旧時期の決定後速やかに</u>	<u>公表内容</u>	<u>公表時期</u>	<u>計画停止の予定</u> ● <u>発電事業者名</u> ● <u>停止を予定する発電ユニットの名称、容量、当該発電ユニットが所在するエリア</u> ● <u>停止を予定する期間</u>	<u>計画停止の決定後速やかに</u>	<u>計画停止の予定の変更</u>	<u>変更についての決定後速やかに</u>	<u>復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）</u>	<u>復旧が行われる 4 8 時間前まで</u>	
<u>公表内容</u>	<u>公表時期</u>																
<u>計画外停止に関する速報</u> ● <u>発電事業者名</u> ● <u>停止した発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア</u> ● <u>停止の日時</u>	<u>計画外停止の発生後 1 時間以内</u>																
<u>計画外停止に関する詳報</u> ● <u>停止原因（不明である場合はその旨）</u> ● <u>復旧見通し（見通しが立たない場合はその旨）</u>	<u>計画外停止の発生後 4 8 時間以内（公表した情報に変更・更新がある場合は、変更・更新についての決定後速やかに）</u>																
<u>復旧時期の公表</u>	<u>復旧時期の決定後速やかに</u>																
<u>公表内容</u>	<u>公表時期</u>																
<u>計画停止の予定</u> ● <u>発電事業者名</u> ● <u>停止を予定する発電ユニットの名称、容量、当該発電ユニットが所在するエリア</u> ● <u>停止を予定する期間</u>	<u>計画停止の決定後速やかに</u>																
<u>計画停止の予定の変更</u>	<u>変更についての決定後速やかに</u>																
<u>復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）</u>	<u>復旧が行われる 4 8 時間前まで</u>																

改 定 後	現 行
<u>発電事業者は、市場参加者が適時に全ての公表対象事実を把握できるように、一般社団法人日本卸電力取引所が設置する情報公表サイトにおいて、一元的に対象となるインサイダー情報を公表する。</u> ③ 相場操縦 <u>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</u> ○ <u>市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと</u> ○ <u>市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと</u> ○ <u>市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）</u> <u>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</u> ○ <u>市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引</u> ○ <u>取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為</u> ○ <u>市場相場をつり上げる又はつり下げを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等）</u> ○ <u>市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること</u> ○ <u>その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では</u>	

改 定 後	現 行
<u>合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること)</u>	

改 定 後	現 行
Ⅲ 託送分野等における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者自身の内部取引と同一の条件の下に、<u>全ての小売電気事業者や発電事業者に対し、</u>ネットワークが開放されることが不可欠である。 具体的には、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。 ① 電気事業法において、託送供給料金に関しては、一般送配電事業者に、託送供給及び発電量調整供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることを義務付けている。また、託送供給料金を引き下げることなどにより、<u>一般送配電事業者が、認可を受けた託送供給等約款を変更する場合には、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出ることを義務付け、小売電気事業者による託送供給の利用が困難であるなど託送供給等約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。</u> ② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、<u>正当な理由なく託送供給、発電量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。</u>また、託送分野における禁止行為として、託送供給及び発電量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）<u>において知り得た情報の目的外利用並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱いを禁止しており（電気事業法第23条）、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給業務においても上記行為規制は準用される。）。</u>（略） （注）一般送配電事業者と託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含み、以下「電気供給事業者」という。）との間でネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力取引監視等委員会に<u>あつせん・仲裁を申請することができる（電気事業法第35条、第36条）。</u>その際には、紛争の原因となった事実・判断に関して、一般送配電事業者	Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般電気事業者自身の内部取引と同一の条件の下に、<u>新規参入者に対して</u>ネットワークが開放されることが不可欠である。 具体的には、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。 ① 電気事業法において、託送供給料金に関しては、一般電気事業者に、託送供給に係る料金及びこれに付随するインバランスに対する供給に係る料金（以下「インバランス料金」という。）<u>その他の供給条件について、託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出ることを義務づけ、新規参入者による託送供給の利用が困難であるなど託送供給約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。</u> ② ネットワーク運用に関しては、一般電気事業者が<u>正当な理由なく託送を拒んだ場合には、経済産業大臣による託送命令が発動されることとされている。</u>また、託送分野における禁止行為として、託送供給業務において知り得た情報の目的外利用及び託送供給業務における差別的取扱いを禁止（電気事業法第24条の6）しており、経済産業大臣はこれらに違反する行為があると認めるときは当該行為の停止又は変更の命令が発動できることとされている（<u>卸電気事業者の振替供給業務においても上記行為規制は準用される。）。</u> （注）<u>新規参入者と一般電気事業者との間でネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、最終的には経済産業省が電気事業法によって紛争処理を行うこととなる。</u>その際には、紛争の原因となった事実・判断に関して、一般電気事業者がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、一般電気事業者は十分に説明を行うこととする。

改 定 後	現 行
がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、一般送配電事業者は十分に説明を行うこととする。 ③ さらに、広域機関が周波数変換設備や地域間連系線等（以下「連系線等」という。）の送電インフラの整備計画の策定、各区域（エリア）の一般送配電事業者による需給バランス・周波数調整に係る広域的な運用の調整、新規電源の接続の受付や系統情報の公開等に係る業務を行うこととなる。また、ネットワーク運用者である一般送配電事業者は、広域機関が策定した送配電等業務指針を踏まえて自己ルールを整備し、送配電等業務を行うこととなる。広域機関の運営について、経済産業大臣は、その公平性・透明性が確保されていないと認める場合は、監督上必要な命令を発動する等の対応を行うことができることとなっている。 （２） これらの点については、電気事業法上の託送供給等約款の認可・変更命令のスキーム、行為規制及び広域機関に係る制度により担保されるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般送配電事業者及び広域機関の適切な対応が必要である。 ２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 （１）託送供給料金等についての公平性の確保 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 託送供給料金 一般送配電事業者が設定する託送供給料金については、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、需要種別間の託送供給料金の適切性について必要資料を公表するなど、料金改定時等において自主的に説明するとともに、具体的な算定根拠等について、小売電気事業者からの個別の問合せがあった場合、これに応じて適切に対応することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、自己又はグループ内の小売部門以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問合せに対して一般	③ さらに、<u>広域機関の設立後は</u>、広域機関が周波数変換設備や地域間連系線等（以下「連系線等」という。）の送電インフラの整備計画の策定、各区域（エリア）の一般電気事業者による需給バランス・周波数調整に係る広域的な運用の調整、新規電源の接続の受付や系統情報の公開等に係る業務を行うこととなる。また、ネットワーク運用者である一般電気事業者は、広域機関が策定した送配電等業務指針を踏まえて自社ルールを整備し、送配電等業務を行うこととなる。広域機関の運営について、経済産業大臣はその公平性・透明性が確保されていないと認める場合は、監督上必要な命令を発動する等の対応を行うことができることとなっている。 （２） これらの点については、電気事業法上の託送供給約款の<u>届出</u>・変更命令、<u>託送命令</u>のスキーム、行為規制、及び広域機関に係る制度により担保されるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般電気事業者及び広域機関の適切な対応が必要である。 ２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 （１）託送供給料金等についての公平性の確保 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 託送供給料金 一般電気事業者が設定する託送供給料金については、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、需要種間の託送供給料金の適切性について必要資料を公表するなど、料金改定時等において自主的に説明するとともに、具体的な算定根拠等について、<u>新規参入者からの個別の問い合わせ</u>があった場合、これに応じて適切に対応することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 また、一般電気事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、<u>新規参入を検討している者や新規参入者からの電気の購入を検討している需要家からの問い合わせ</u>があった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問い合わせに対して一般電気事

改 定 後	現 行
送配電事業者は、託送供給等業務を行う部門と、<u>自己又はグループ内の小売部門等</u>他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。 ② 情報公開 託送収支に係る過去5年程度の計算書等については、随時閲覧可能とすることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 託送供給料金の<u>値下げ届出変更命令</u> <u>一般送配電事業者が変更する託送供給等約款が、不当に高い料金水準を設定する場合や料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されている場合には、電気の供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第18条）。</u> ② 託送供給料金の変更認可申請命令 <u>一般送配電事業者の託送供給等約款が、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により、著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合には、電気事業法上の変更認可申請命令が発動される（電気事業法第19条）。</u>	業者の託送供給業務を行う部門が対応する場合には、<u>営業部門</u>等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。<u>さらに、透明性の確保の観点から、一般電気事業者は、自由化対象の需要家への請求書又は領収書に託送供給料金相当支払分を明記することが望ましい。</u> ② 情報公開 託送収支に係る過去5年程度の計算書等については、随時閲覧可能とすることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 託送供給料金の<u>算定根拠</u> <u>新規参入者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、例えば以下の場合には、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の3）。</u> ○ <u>フォワード・ルッキング・コストとして織り込むべき要素（過去の費用実績、原価算定期間における経営効率化の見込み、原価算定期間における技術革新の見込み、原価算定期間における需要見込み、原価算定期間におけるインフレ率等のマクロ経済指標の見込み等）が不適当な場合。</u> ○ <u>原価算定期間の設定が不適切な場合。</u> ○ <u>託送供給料金の算定において一般電気事業者が届け出る事業者の実情に応じた基準が、一般電気事業託送供給約款料金算定規則に照らし不適切なものである場合。</u> ○ <u>託送供給料金が一般電気事業者自身の負担するコストとの間で公平性を欠く場合で、需要種別ごとの基準託送供給料金について、当該一般電気事業者自身が同様の利用形態でネットワークを利用した場合のコストに比べて不当な格差が存在すると認められる場合。</u> ○ <u>託送供給料金の原価に算入される法第二十四条の三の規定による振替供給に係る精算費用の算定について、一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令に基づき一般電気事業者から提出された内容が不適切な場合。</u> ○ <u>「託送供給に関する契約、給電指令のための基準等について」（以下「託送供給利用ルール」という。）に基づいた供給条件の設定が不適当であり、特定規模電気事業を営もうとする者又は営む者が一般電気事業者と公平な条件により託送供給</u>

改 定 後	現 行
③ 最終保障供給約款の届出変更命令 一般送配電事業者が定める最終保障供給約款が、公表された標準メニューと比べて不当に高いものである場合には、最終保障供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第20条）。	を受けることができないと認められる場合。 ○ 当該託送供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合。 ○ 当該託送供給約款における「託送供給利用ルール」に基づいた工事費負担等の供給条件の設定が不相当であり、特定規模電気事業を営もうとする者又は営む者が一般電気事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合。 ○ 託送供給料金が一般電気事業託送供給約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して平等でない場合。 ○ 託送供給約款に、振替供給、特殊設備、振替ロスに係る料金等広域的な電力流通の円滑化に支障がある事項が記載されている場合。 ○ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般電気事業託送供給約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を託送供給料金の原価に算入して託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しない。 なお、上記の判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。 ・ 特定規模電気事業を営む者と託送供給を行う一般電気事業者の間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、経済産業省に紛争が持ち込まれた場合において、「電気・ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づいた過程において得られた情報 (前記14頁 Iの2 (1) ivから移動) vi 不当な最終保障約款 一般電気事業者が定める最終保障約款について、公表された標準メニューと比べて、不当に高いものである場合には、最終保障約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第19条の2）。 ただし、最終保障約款の適用を受ける需要家が戻り需要であり、これに対応するため、一般電気事業者が予備力を活用する状況にある場合には、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、電気事業法上問題とならない。

改 定 後	現 行
④ <u>離島供給約款の届出変更命令</u> <u>一般送配電事業者が定める離島供給約款が、その供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給料金の水準と比べて不当に高いものである場合には、離島供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第21条）。</u> ⑤ 連系線等の運用等 連系線等については、広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務<u>規程</u>に基づき、発電設備の出力の合計値が一定規模以上である発電設備に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確に実施されていないと認められる場合には、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（電気事業法第28条の51）。 （2）ネットワーク運営の中立性の確保 （2）－1 一般<u>送配電</u>事業者の託送供給等 （2）－1－1 一般<u>送配電</u>事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 託送供給等業務に関連した<u>小売電気事業又は発電事業を行う他の者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。</u> ② <u>一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、又は小規模事業所や山間部等</u>	（新設） ② 連系線等の運用等 連系線等については、広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務<u>規定</u>に基づき、発電設備の出力の合計値が一定規模以上である発電設備に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときには、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（電気事業法第28条の51）。 （2）ネットワーク運営の中立性の確保 （2）－1 一般<u>電気</u>事業者の託送供給 （2）－1－1 一般<u>電気</u>事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 託送供給の業務に関連した<u>特定規模電気事業を行う者との情報連絡窓口は電気の販売営業活動又は契約等を行う部門（以下「営業部門」という。）ではなく、送電サービスセンター・給電指令所とする。また、託送供給の業務に関連した電気供給事業者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。</u> ② <u>送電サービスセンター、給電指令所、接続検討又は系統接続工事の実施等の電力流通設備建設に係る計画に関連する業務を行う部門等において託送供給の業務を行う従業員は、発電部門又は営業部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や</u>

改 定 後	現 行
<u>における水力発電所等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合には、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の従業員が一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員が自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の業務を行うことを妨げるものではない。</u> ③ 上記②に掲げるもののほか、<u>一般送配電事業者は、現在、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門と連携して行われている一般送配電事業者の送配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。</u> ④ <u>託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報（以下「関連情報」という。）の遮断のため、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、託送供給等業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバへのアクセス等）等を厳格に管理する。また、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門は、自己又はグループ内の発電部門・小売部門とは別フロアーにする等により、物理的に隔絶する。</u> ⑤ <u>一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と自己又はグループ内の発電部門・小売部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。</u> ⑥ <u>送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から自己又はグループ内の発電部門又は小売部門に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気利用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないように厳格に管理する。</u> ⑦ <u>一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と他部門との関連情報の遮断に関して、社内規程又は社内マニュアルを作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。</u>	<u>非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、営業部門に属する者が送配電部門の業務を行うことを妨げるものではない。</u> ③ 上記②に掲げるもののほか、<u>一般電気事業者は、現在、営業部門と連携して行われている一般電気事業者の配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。</u> ④ <u>託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報（以下「関連情報」という。）の遮断のため、託送供給の業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、託送供給の業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバへのアクセス等）等を厳格に管理する。また、託送供給の業務を行う部門は、他部門とは別フロアーにする等により、物理的に隔絶する。</u> ⑤ <u>託送供給の業務を行う部門と発電部門・営業部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。</u> ⑥ <u>送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供給の業務を遂行するため当該業務を行う部門から他部門に依頼・伝達せざるを得ない場合、電気供給事業者や関連する発電所・電気利用者の名称等データを特定する必要のないものを送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないように厳格に管理する。</u> ⑦ <u>託送供給の業務を行う部門と他部門との関連情報の遮断に関して、社内規程又は社内マニュアルを作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。</u>

改 定 後	現 行
⑧ 卸電力市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、<u>一般送配電事業者の自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の一部と位置付け、当該一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門</u>と関連情報の遮断を確保する。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、一般<u>送配電</u>事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。 「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等をいう。 ① 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況 (a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模 (b) 個別電源毎の想定休廃止時期 (c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等 ② 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等 (a) 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等） (b) 発電機出力配分、発電機運転状態 (c) 電源作業条件、制約条件 (d) 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等） ③ 他の電気供給事業者の電気の利用者の需要動向・需要実績等 (a) 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等） (b) 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等） (c) 託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等） 「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。	⑧ 卸電力取引市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、発電部門・営業部門の一部と位置付け、<u>送配電部門</u>と関連情報の遮断を確保する。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、一般<u>電気</u>事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第24条の6）。 「託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等をいう。 ① 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況 (a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模 (b) 個別電源毎の想定休廃止時期 (c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等 ② 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等 (a) 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等） (b) 発電機出力配分、発電機運転状態 (c) 電源作業条件、制約条件 (d) 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等） ③ 他の電気供給事業者の電気の利用者の需要動向・需要実績等 (a) 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等） (b) 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等） (c) 託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等） 「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

改 定 後	現 行
① 他の電気供給事業者の経営状況の把握 ② 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案 ③ 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動 ④ 他の電気供給事業者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること ⑤ 電力市場において自己又は自己の関係事業者に有利な取引結果を現出させるために利用すること (略) (2) - 1 - 2 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成27年4月1日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。)及び「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月策定、平成27年11月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。)を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。 ② 託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を作成・公表し、それに基づいて統一的行う。 ③ 一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門が、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門と連携して、当該発電部門又は小売部門の業務(顧客の問合せ	① 他の電気供給事業者の経営状況の把握 ② 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案 ③ 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動 ④ 他の電気供給事業者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること ⑤ 電力市場において自己又は自己の関係事業者に有利な取引結果を現出させるために利用すること また、託送業務を行う一般電気事業者の送電部門は、託送サービスを受けようとする新規参入者から、需要家や需要規模等需要面及び発電所や発電規模等供給面についての情報の提供を受けることとなる。このため、送電部門は、新規参入者との託送交渉の過程において、当該新規参入者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。 このような状況において、一般電気事業者が、新規参入者との託送に関する業務を通じて得た当該新規参入者やその顧客に関する情報を、一般電気事業者の営業部門や他の事業部門が事業活動に利用することにより、新規参入者の競争上の地位を不利にすることは、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引妨害等)。 (2) - 1 - 2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成25年5月31日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。)及び「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月策定、平成26年3月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。)を踏まえて、一般電気事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行う。 ② 託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を作成・公表し、それに基づいて統一に行う。 (新設)

改 定 後	現 行
<u>に対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を行う場合には、当該業務に相当する他の発電事業者又は小売電気事業者の業務について、委託に応じ実施することが可能な業務を公表し、委託を希望する事業者との協議を踏まえた上で、合理的な範囲でその業務を受託し、実施する。</u> ④ <u>一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門がその業務を、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門に実施してもらう場合には、他の発電事業者又は小売電気事業者に委託することも含め、その実施主体を募集するなどにより、効率性・公平性を考慮した上で決定し、その実施主体が実施する。</u> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 <u>送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。</u> 「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。 ① <u>一般送配電事業者の個別ルール</u>の差別的な適用 地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、<u>一般送配電事業者が、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門（卸電力取引所において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門を含む。以下同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</u> (a) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討に関して、検討に要する期間、検討の内容、条件を変更した場合の対応、回答の内容、適用する判断基準や技術基準、費用負担又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。</u> (b) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門と他の電気供給事業者で、異なる</u>	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 <u>託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第24条の6）。</u> 「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。 ① <u>送配電部門の個別ルール</u>の差別的な適用 地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、<u>一般電気事業者の発電・営業部門（卸電力取引所において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門を含む。以下同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</u> (a) <u>一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討に関して、検討に要する期間が不当に異なる、検討の内容が不当に異なる、条件を変更した場合の対応が不当に異なる、回答の内容が不当に異なる、適用する判断基準や技術基準が不当に異なる、費用負担が不当に異なる又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。</u> (b) <u>一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、異なる条件で給電</u>

改 定 後	現 行
条件で給電指令をかける等、系統運用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。 （注）広域機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する優先給電指令に関する送配電等業務指針に従う場合には、原則として問題とならない。 (c) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、送電線の補修、計器工事に関する事前調整や情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合。 (d) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、送電容量の利用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。 （注）広域機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する空容量の優先配分に関する送配電等業務指針に従う場合には、原則として問題とならない。 (e) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、系統アクセスの申込みに対して、正当な理由なく送電線を迂回して立地する等により、地内送電線及び連系送電線の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。	指令をかける等、系統運用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注¹）。 （注¹）広域機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する優先給電指令に関する送配電等業務指針に従う場合には、原則として問題とならない。 (c) <u>一般電気事業者の発電・営業部門</u>と他の電気供給事業者で、送電線の補修、計器工事に関する事前調整や情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合。 (d) <u>一般電気事業者の発電・営業部門</u>と他の電気供給事業者で、送電容量の利用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注²）。 （注²）広域機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する空容量の優先配分に関する送配電等業務指針に従う場合には、原則として問題とならない。 (e) <u>一般電気事業者の発電・営業部門</u>と他の電気供給事業者で、系統アクセスの申込みに対して、正当な理由なく送電線を迂回して立地する等により、地内送電線及び連系送電線の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。
② <u>一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知</u> 託送供給料金の改定、系統情報等の<u>一般送配電事業者</u>が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、<u>一般送配電事業者が、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討の際に事前に開示する情報（例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報）に差がある場合（注）。ただし、立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。 (b) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注）。なお、広域機関の情報の開示が、<u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で不当に異なる場合には、広域機関に対して、業務の公正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときとして、広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（電気事業法第28条の51）。 （注）広域機関が策定した送配電等業務指針及び国が策定した「系統情報ガイドライン」に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示することが適当でない場合において当該情報を開示しない場合には、原則として問題になら	② <u>送配電部門が所有する情報の差別的な開示・周知</u> 託送供給料金の改定、系統情報等の<u>送配電部門</u>が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、<u>一般電気事業者の発電・営業部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a) <u>一般電気事業者の発電・営業部門</u>と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討の際に事前に開示する情報（例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報）に差がある場合（注³）。ただし、立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。 (b) <u>一般電気事業者の発電・営業部門</u>と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注⁴）。なお、広域機関の情報の開示が、<u>一般電気事業者の発電・営業部門</u>と他の電気事業者で不当に異なる場合には、広域機関に対して、業務の公正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときとして、広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（電気事業法第28条の51）。 （注³、注⁴）広域機関が策定した送配電等業務指針及び国が策定した「系統情報ガイドライン」に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示することが適当でない場合において当該情報を開示しない場合に

改 定 後	現 行
ない。 (c) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門と他の電気供給事業者で、例えば、新託送供給料金の公表後、直ちに当該一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門が新料金メニューによる営業活動を行う場合等、料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。</u> (d) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門と他の電気供給事業者で、当該一般送配電事業者が保有する電気の利用者に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。</u> ③ 需要家への差別的な対応 <u>一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等）、メーターの交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。</u> (a) <u>一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等）に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体に問題があるわけではない。）。</u> (b) <u>需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。</u> (c) <u>送配電等業務を実施するために需要家と需給調整契約を締結する際に、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。</u> (d) <u>転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</u> ④ 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応 託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサ	は、原則として問題にならない。 (c) <u>一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、例えば、新託送供給料金の公表後、直ちに一般電気事業者の営業部門が新料金メニューによる営業活動を行う場合等料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。</u> (d) <u>一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、送配電部門が保有する電気の利用者に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。</u> ③ 需要家への差別的な対応 <u>送配電部門の停電対応（停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等）、メーターの交換等において、例えば、以下のように、一般電気事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。</u> (a) <u>送配電部門の停電対応（停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等）に関して、一般電気事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体に問題があるわけではない。）。</u> (b) <u>需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、一般電気事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。</u> (新設) ④ 託送供給料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応 託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給の業務におけるサ

改 定 後	現 行
ービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が需要家ごとに時間帯別送電サービスメニューを選択できないことにより、自己又はグループ内の小売部門が需要家ごとに選択可能なサービスとして自らの需要家に対して提供している時間帯別サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。 (b) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が1年未満の契約期間での契約ができない又は1年未満の期間で契約を解約して精算することができないことにより、自己又はグループ内の小売部門が自らの需要家に提供している臨時電力又は臨時精算と同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。 (c) 送配電等業務において、一般送配電事業者からの電力使用量の連絡の時期・方法が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者の間で不当に異なることにより、自己又はグループ内の小売部門が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。 (d) 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、自己又はグループ内の小売部門であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。	ービスの提供等において、例えば、以下のように一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a) 託送供給契約において、電気供給事業者が需要家ごとに時間帯別送電サービスメニューを選択できないことにより、一般電気事業者が需要家ごとに選択可能なサービスとして自らの需要家に対して提供している時間帯別サービスと同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。 (b) 託送供給契約において、電気供給事業者が1年未満の契約期間での契約ができない又は1年未満の期間で契約を解約して精算することができないことにより、一般電気事業者が自らの需要家に提供している臨時電力又は臨時精算と同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。 (c) 託送供給の業務において、一般電気事業者の送配電部門からの電力使用量の連絡の時期・方法が、一般電気事業者の営業部門と電気供給事業者の間で不当に異なることにより、一般電気事業者が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。 (d) 託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、一般電気事業者の営業部門であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。
⑤ 代表契約者制度における差別的な対応 代表契約者制度とは、<u>balancing group</u>を構成する複数の小売電気事業者と一般送配電事業者が一の託送供給契約を締結し、複数の小売電気事業者間で代表契約者を選定する仕組みであり、例えば、以下のように一般送配電事業者が、<u>balancing group</u>を構成する小売電気事業者を不当に差別的に取り扱った場合。 (a) 一般送配電事業者が、正当な理由なく、特定の小売電気事業者を代表者とする代表契約について、協議を拒んだ場合。 (b) 一般送配電事業者が、正当な理由なく、特定の小売電気事業者を代表者とする代表契約について、対象となる金銭債務が個々の契約者において責任範囲を特定できる金銭債務であるにも関わらず、<u>balancing group</u>を構成する契約者に対し連帯責任を求めた場合。 (略)	(新設) また、一般電気事業者による託送手続の不当遅延又は連系線等の設備利用の拒否等については、例えば、以下のような場合には、新規参入者の事業活動を困難にさせる

改 定 後	現 行
(2) - 2 <u>送電事業者の振替供給</u> <u>送電事業者</u>は、一般<u>送配電事業者</u>に対して行うその一般<u>送配電事業</u>の用に供する振替供給の業務に対して、他の電気供給事業者に係わる情報を知り得ることとなること、並びにいかなる一般<u>送配電事業者</u>についても公平に取り扱うこと及び<u>送電事業者</u>が振替供給を利用させる一般<u>送配電事業者</u>が行う託送供給等を利用する特定の電気事業者についても公平に取り扱うことが求められることから、電気事業法第27条の12において「一般<u>送配電事業者</u>の託送供給等に伴う禁止行為」(同法第23条)を準用することとしたものである。なお、本指針が発出される時点で「<u>送電事業者の振替供給の業務</u>」を行っている事業者は電源開発株式会社のみである。 (2) - 2 - 1 <u>送電事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止</u> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 上記(2) - 1 - 1における一般<u>送配電事業者</u>の託送供給等に関する「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「託送供給等」とあるのは「振替供給」と、「<u>小売電気事業又は発電事業</u>」とあるのは「一般<u>送配電事業</u>」と、「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「一般<u>送配電事業者</u>」とあるのは「送変電部門」と読み替えることとする。なお、一般<u>送配電事業者</u>の<u>送配電等業務</u>に関するア③については、<u>送電事業者の振替供給</u>においては配電業務が存在しないことから対象外となる。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	おそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引拒絶、差別的取扱い等)。 ○ 一般電気事業者が、例えば、託送に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送に必要となる機材を調達せず託送手続を遅延させるなど実質的に託送を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について新規参入者を自己に比べて不利にさせるような取扱いを行うこと。 ○ 一般電気事業者が、新規参入者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な理由がないにもかかわらず、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。 (2) - 2 <u>卸電気事業者の振替供給</u> <u>卸電気事業者</u>は、一般<u>電気事業者</u>に対して行うその一般<u>電気事業</u>の用に供する振替供給の業務に対して、他の電気供給事業者に係わる情報を知り得ることとなること、並びにいかなる一般<u>電気事業者</u>についても公平に取り扱うこと及び<u>卸電気事業者</u>が振替供給を利用させる一般<u>電気事業者</u>が行う託送供給を利用する特定の電気事業者についても公平に扱うことが求められることから、電気事業法第24条の7において「一般<u>電気事業者</u>の託送供給に伴う禁止行為」(同法第24条の6)を準用することとしたものである。なお、本ガイドラインが発出される時点で「<u>卸電気事業者の振替供給の業務</u>」を行っている事業者は電源開発株式会社のみである。 (2) - 2 - 1 <u>卸電気事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止</u> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 上記(2) - 1 - 1における一般<u>電気事業者</u>の託送供給に関する「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「<u>特定規模電気事業</u>」とあるのは「一般<u>電気事業</u>」と、「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「<u>送配電部門</u>」とあるのは「送変電部門」と読み替えることとする。なお、一般<u>電気事業者</u>の<u>託送供給</u>に関するア③については、<u>卸電気事業者の振替供給</u>においては配電業務が存在しないことから対象外となる。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

改 定 後	現 行
<u>送電事業者</u>の振替供給の場合には、一般<u>送配電事業者</u>と異なり、 ・ <u>送電事業者</u>は、<u>自己</u>のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。 ・ <u>送電事業者</u>は、<u>小売電気事業者</u>又は<u>発電事業者</u>から、託送供給等の申込みや電源の接続検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。 ・ <u>送電事業者</u>は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。 ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなる。 しかしながら、<u>送電事業者</u>は、その振替供給の業務の実施に当たり、<u>自己</u>の送変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、一般<u>送配電事業者</u>に対する「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を準用すれば、 ① 当該送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び電源開発の状況等 ② 当該送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定等） ③ 当該送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の託送の状況（振替電力量、発電機事故状況等） の情報について、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、一般<u>送配電事業者</u>と同様に、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第27条の12における一般<u>送配電事業者</u>の託送供給等に関する禁止行為の規定の準用）。 （２）－２－２ <u>送電事業者</u>の振替供給における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 上記（２）－１－２ における一般<u>送配電事業者</u>の託送供給等に関する「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用する<u>ものとする</u>。その際、「託送供給等」とあるのは「振替供給」と、「電気供給事業者全てに適用」とあるのは「一般<u>送配電事業者</u>に適用」と読み替えることとする。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 <u>送電事業者</u>の振替供給の場合には、一般<u>送配電事業者</u>と異なり、	<u>卸電気事業者</u>の振替供給の場合には、一般<u>電気事業者</u>と異なり、 ・ <u>卸電気事業者</u>は、<u>自社</u>のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。 ・ <u>卸電気事業者</u>は、<u>特定規模電気事業者</u>から、託送供給の申込みや電源の接続検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。 ・ <u>卸電気事業者</u>は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。 ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなる。 しかしながら、<u>卸電気事業者</u>は、その振替供給の業務の実施に当たり、<u>自社</u>の送変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、一般<u>電気事業者</u>に対する「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を準用すれば、 ① 当該送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び電源開発の状況等 ② 当該送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定等） ③ 当該送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の託送の状況（振替電力量、発電機事故状況等） の情報について、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、一般<u>電気事業者</u>と同様に、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第24条の7における一般<u>電気事業者</u>の託送供給に関する禁止行為の規定の準用）。 （２）－２－２ <u>卸電気事業者</u>の振替供給における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 上記（２）－１－２ における一般<u>電気事業者</u>の託送供給に関する「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用する。その際、「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「電気供給事業者全てに適用」とあるのは「一般<u>電気事業者</u>に適用」と読み替えることとする。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 <u>卸電気事業者</u>の振替供給の場合には、一般<u>電気事業者</u>と異なり、

改 定 後	現 行
・ 送電事業者は、<u>自己</u>のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。 ・ 送電事業者は、<u>小売電気事業者又は発電事業者</u>から、託送供給等の申込みや電源の接続検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。 ・ 送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。 ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなる。 しかしながら、送電事業者は、その振替供給の業務の実施に当たり、<u>自己</u>の送変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、 ① 当該送変電設備に対するアクセス検討又は当該設備の補修若しくは整備（設計のために行う検討も含む。）を行う際に、<u>自己</u>の発電・<u>小売部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと ② 作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知を行う際に、<u>自己</u>の発電・<u>小売部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと が認められる場合には、一般<u>送配電</u>事業者の託送供給等業務の場合と同様、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第27条の12における一般<u>送配電</u>事業者の託送供給等に関する禁止行為の準用）。 （削除）	・ 卸電気事業者は、<u>自己</u>のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。 ・ 卸電気事業者は、<u>特定規模電気事業者</u>から、託送供給の申込みや電源の接続検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。 ・ 卸電気事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。 ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなる。 しかしながら、卸電気事業者は、その振替供給の業務の実施に当たり、<u>自社</u>の送変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、 ① 当該送変電設備に対するアクセス検討又は当該設備の補修若しくは整備（設計のために行う検討も含む。）を行う際に、<u>自社</u>の発電・<u>営業部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと ② 作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知を行う際に、<u>自社</u>の発電・<u>営業部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと が認められる場合には、一般<u>電気</u>事業者の託送供給の業務の場合と同様、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第24条の7における一般<u>電気</u>事業者の託送供給に関する禁止行為の準用）。 <u>（3）インバランス料金</u> <u>一般電気事業者による新規参入者への供給については、①変動範囲内インバランス（「しわとり」（注））に対する供給、②変動範囲外インバランスに対する供給及び、③常時バックアップ（「Ⅲ 卸売分野における適正な電力取引の在り方」参照）等がある。</u> <u>このうち、①については、新規参入に当たって不可避免的に発生するものであり、一般電気事業者以外にこうした供給を行うことができないことから、電気事業法において託送に付随するものとして託送供給約款において定めることになっている。②については、新規参入に当たって不可避免的には発生しないものの、やはり一般電気事業者以外にこうした供給を行うことができないことから、同様に託送供給約款において定めることとなっている。</u> <u>（注）「しわとり」とは、一般電気事業者が、新規参入者による需要家への供給における需要量に対する発電量の不足分を補うことをいう。</u> <u>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u>

改 定 後	現 行
(削除)	<u>インバランス料金については、合理的なコストに基づいて設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u> イ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u> ① <u>変動範囲内インバランス料金</u> <u>適切なコストに基づかず、不当に高い価格を設定することは、新規参入者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の3）。</u> ② <u>変動範囲外インバランス料金</u> <u>季節別時間帯別に展開する方法が合理的なものでない場合は、新規参入者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の3）。</u> <u>また、インバランスに対する供給は、一般電気事業者以外の事業者が行うことが困難な状況の下、一般電気事業者が供給を拒否し、又は不当に高い料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。</u> <u>（4）託送余剰インバランスの買取料金</u> ○ <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u> <u>同時同量を達成する上で不可避免的に発生する託送に伴う余剰電力は一般電気事業者によって独占的に買い取られるものであること、また、系統上不安定な電力であり、買い取ることになる量があらかじめ具体的に想定できないことから、電気事業制度改革の趣旨に鑑みると、当該買取りの料金は変動範囲内インバランス料金の可変費相当部分を考慮して設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u>

改 定 後	現 行
IV 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 コージェネレーションシステムを含む自家発電設備については、広範な需要家に普及しつつあり、自家発電設備の導入等は<u>小売電気事業者の電力供給と競合関係にある</u>。他方、<u>電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者の供給量が限られている中にあっては、多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の小売供給を受けることが必要となる場合が多い</u>。また、<u>自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の安定的運営の観点から、自己の設備を一般送配電事業者のネットワークと連系させ、アンシラリーサービスの提供や自家発補給に係る契約等を締結しているなど、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者に依存せざるを得ない状況にある</u>。 (注) これら需要家がその余剰発電分等を<u>他の小売電気事業者に卸供給する</u>若しくは卸電力取引所に<u>投入する</u>、又は自ら<u>電気の小売供給に新規参入する場合において公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為については、I 小売分野の2 (1) ①イ「<u>v 自家発補給契約の解除・不当な変更</u>」、「<u>vi 需給調整契約の解除・不当な変更</u>」、II 卸売分野の2 (1) イ「<u>②卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更</u>」、同2 (2) イ「<u>②自家発補給契約の解除・不当な変更</u>」、「<u>③需給調整契約の解除・不当な変更</u>」、「<u>④卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更</u>」を参照</u>。 また、近年、電力小売分野においては、ガスを始めとする他のエネルギーとの競争が従来にも増して拡大の傾向を辿っている。こうした中で、<u>東日本大震災の発生までは、一般電気事業者は全ての熱源を電気で賄う、いわゆる「オール電化」の普及促進活動を積極的に展開するなどの方策を講じてきた</u>。<u>引き続き相当数の需要家がオール電化住宅を選択しており、こうした需要家の多くは、オール電化メニュー（深夜時間帯が低額な料金メニュー）を契約している</u>。これまで選択約款により提供されてきたオール電化メニューは、小売全面自由化により自由料金となるが、<u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者がオール電化を推進する手段によっては、公正な競争を阻害する可能性がある</u>。 このようなエネルギー間の競争がみられる分野においても、公正かつ有効な競争の観点から、次のような点において、<u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が適切な対応を行うことが必要となる</u>。 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	IV 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 コージェネレーションシステムを含む自家発電設備については、広範な需要家に普及しつつあり、自家発電設備の導入等は<u>一般電気事業者の電力供給と競合関係にある</u>。他方、多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて<u>既存の一般電気事業者からの電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運営の観点から自己の設備を一般電気事業者のネットワークと連系させ、アンシラリーサービスの提供や自家発補給契約等を締結しているなど、既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある</u>。 (注) これら需要家がその余剰発電分等を<u>新規参入者</u>若しくは卸電力取引所に<u>卸売する</u>、又は自ら新規参入する場合について公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為については、I 小売分野の2 (1) ①イ「<u>v 自家発補給契約の解除・不当な変更</u>」、「<u>vi 需給調整契約の解除・不当な変更</u>」、III 卸売分野の2 (1) イ「<u>②余剰電力購入契約の解除・不当な変更</u>」、「<u>③卸供給契約の解除・不当な変更</u>」、同2 (3) イ「<u>①自家発補給契約の解除・不当な変更</u>」、「<u>②需給調整契約の解除・不当な変更</u>」、「<u>③余剰電力購入契約の解除・不当な変更</u>」及び「<u>④卸供給契約の解除・不当な変更</u>」を参照。 また、近年、電力小売分野においては、<u>非規制（自由化部門）又は規制部門を問わず、ガスを始めとする他のエネルギーとの競争が従来にも増して拡大の傾向を辿っている</u>。こうした中で、一般電気事業者は全ての熱源を電気で賄う、いわゆる「オール電化」の普及促進活動を積極的に展開するなどの方策を講じている。<u>このような状況において、一般電気事業者がオール電化を推進する手段によっては、公正な競争を阻害しているのではないかという懸念が生じている</u>。 このようなエネルギー間の競争がみられる分野においても、公正かつ有効な競争の観点から、次のような点において、<u>一般電気事業者が適切な対応を行うことが必要となる</u>。 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

改 定 後	現 行
(1) 自家発電設備の導入又は増設 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 自家発電設備を電力系統に連系する場合には、公共の安全の確保の観点から、電気事業法第39条及び第56条に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）が、また、系統の電力品質を確保していくため、「系統連系ガイドライン」が定められており、これらの技術要件を満たしていくことが適切である。 自家発電設備を設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議は、託送供給を前提としない場合には各一般送配電事業者の営業所にて受け付けられているが、連系上技術的に満たすべき要件等の決定などを行う場合に、当該営業所の従業員が小売部門と送配電部門の明確な峻別意識なく業務を行っている例があった。しかるに、当該協議は、電気事業法上の行為規制（第23条）の対象であり、小売部門の業務ではなく送配電部門の業務として行われるべき業務であることに鑑みれば、託送供給等に係る発電設備の系統連系の場合の取扱いも念頭に置きつつ、当該協議の窓口は送配電部門とし、営業所等においてこれを明確化するとともに、当該協議を通じて得た情報を適切に管理することが望ましい。なお、従来の小売供給契約を見直す等契約業務が発生することに伴い、自家発電設備の導入が小売部門に判明することを妨げるものではない。 また、系統連系に伴う受変電設備の弾力運用（注）の考え方については、一般送配電事業者側においてもあらかじめ書面にて示しておく等により、発電設備設置者にとっても予見可能性を確保していくことが望ましい。 さらに、系統連系の際の逆潮流電力の取扱いについては、法令上の規定に適合するとともに、「系統連系ガイドライン」の技術要件の考え方も踏まえ、各一般送配電事業者は、各発電設備設置者を公平に取り扱い、また、適切に発電設備設置者に対し説明を行うことが望ましい。 （注）「系統連系ガイドライン」の考え方に従えば、発電設備の一設置者当たりの電力容量が、連系する系統の電圧階級の原則を超える容量であっても、系統状況の設備実態、需要動向等を考慮した上で、標準的な設備形成の技術要件で問題がない場合には、下位の電圧階級として受電する弾力運用が可能となっている。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	(1) 自家発電設備の導入又は増設 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 自家発電設備を電力系統に連系する場合には、公共の安全の確保の観点から、電気事業法第39条及び第56条に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）が、また、系統の電力品質を確保していくため、「系統連系ガイドライン」が定められており、これらの技術要件を満たしていくことが適切である。 自家発電設備を設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議は、託送供給を前提としない場合には各一般電気事業者の営業所にて受け付けられているが、連系上技術的に満たすべき要件等の決定などを行う場合に、当該営業所の営業部門の者が、配電部門の者と明確な峻別意識なく業務を行っている傾向にある。しかるに、当該協議は、託送供給に係る業務と直接結びつかないことから電気事業法上の行為規制（第24条の6）の対象外であるが、本質的に、営業部門の業務ではなく送配電部門の業務として行われるべき業務であることに鑑みれば、託送供給に係る発電設備の系統連系の場合の取扱いも念頭に置きつつ、当該協議の窓口は送配電部門とし、営業所等においてこれを明確化するとともに、当該協議を通じて得た情報を適切に管理することが望ましい。なお、従来の小売契約を見直す等契約業務が発生することに伴い、自家発電設備の導入が一般電気事業者の営業部門に判明することを妨げるものではない。 また、系統連系に伴う受変電設備の弾力運用（注）の考え方については、一般電気事業者側においてもあらかじめ書面にて示しておく等により、発電設備設置者にとっても予見可能性を確保していくことが望ましい。 さらに、系統連系の際の逆潮流電力の取扱いについては、法令上の規定に適合するとともに、「系統連系ガイドライン」の技術要件の考え方も踏まえ、各一般電気事業者は、各発電設備設置者を公平に取り扱い、また、適切に発電設備設置者に対し説明を行うことが望ましい。 （注）「系統連系ガイドライン」の考え方に従えば、発電設備の一設置者当たりの電力容量が、連系する系統の電圧階級の原則を超える容量であっても、系統状況の設備実態、需要動向等を考慮した上で、標準的な設備形成の技術要件で問題がない場合には、下位の電圧階級として受電する弾力運用が可能となっている。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

改 定 後	現 行
① 自家発電設備の導入又は増設の阻止等 (略) ② 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要 (略)	① 自家発電設備の導入又は増設の阻止等 一般電気事業者が自家発電設備の導入又は増設を不当に制限することは、一般電気事業者の市場における地位を維持、強化するものであり、自家発電設備の導入等をしないことを条件に、電力の供給を行うこと、又は電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと、若しくは有利に設定することのほか、蓄電池等の電力関連設備の価格を割り引くことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引等）。 また、自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電設備の導入等を実現した場合において、電力の供給、自家発電補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備の導入等の断念を余儀なくさせるものであることから、例えば以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引等）。 ○ コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、負荷移行等の需給調整契約の要件を満たしている場合において、既存の需給調整契約を打ち切ること又は打ち切りを示唆すること。 ○ コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、これまで高圧電線路での受電が認められていたにもかかわらず、特別高圧電線路での受電に変更するだけの条件の変化がない場合において、特別高圧電線路での受電に変更しないと電力供給を行わないことを示唆すること。 さらに、新たに自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電設備の導入等を実現した場合において、正当な理由なく、アンシラリーサービス等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を、従来徴収していないにもかかわらず徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電設備の導入等の断念を余儀なくさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引）。 ② 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要 多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて既存の一般電気事業者から電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運用の観点から自己の設備を一般電気事業者のネットワークと連系し、アンシラリーサービスや自家発電補給契約等のサービスの提供を受けるなど、既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。

改 定 後	現 行
(2) オール電化等 (削除) ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 一般送配電事業者の差別的な運用 一般送配電事業者が技術上その他の正当な理由なく単にオール電化等（オール電化に至らずとも給湯需要又は厨房需要などを他のエネルギーに代えて電化する場合を含む。以下同じ。）の選択を条件として、例えば以下のような判断を不当に差別的に行う場合には、<u>一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。</u>	このような状況においては、自家発電設備を有する需要家は、一般電気事業者から不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等）。 ○ アンシラリーサービス、自家発電補給等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。 ○ 自己又は自己の指定する事業者からの自家発電設備の購入を要請すること。 (2) オール電化等 ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u> <u>規制分野における不特定多数の需要家を対象とする電力取引に当たってあらかじめ定型化された取引条件を定めた電気供給約款及び選択約款（以下「供給約款等」という。）については、需要家の属性いかんにかかわらず、一律に適用されるべきものであるが、多岐にわたる取引条件の全てをあらかじめ定型化することが困難であるという供給約款等の性質上、需要家との個別協議によって決まる部分がある。このため、供給約款等の運用に係る公平性及び透明性を確保する観点から、一般電気事業者が供給約款等に記載されている事項を個別に運用する場合において、その運用が恣意的に行われているとの疑念を招きやすいものについて合理的かつ客観的な運用基準を定めて公表することが望ましい。</u> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 一般電気事業者の恣意的な運用 <u>一般電気事業者が供給約款等に記載されている事項を個別に運用する場合において、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な運用基準に従って適切に運用されている場合には、電気事業法上問題とならない。</u> <u>しかしながら、一般電気事業者が技術上その他の正当な理由なく単にオール電化等（オール電化に至らずとも給湯需要又は厨房需要などを他のエネルギーに代えて電化する場合を含む。以下同じ。）の選択を条件として、運用基準に反し、例えば以下のような判断を恣意的に行う場合には、電気事業法上認可を受けた又は届出をした料金その他の供給条件以外によることを禁止している供給約款の遵守義務違反となる、又は業務改善命令が発動される（電気事業法第21条又は第30条）。</u>

改 定 後	現 行
○ 一般送配電事業者の供給設備として、架空引込線に代えて地中引込線を採用することについて判断する場合。 ○ マンション等の集合住宅や業務用ビルに対する電気の供給方法として、供給用変圧器室等の設置が必要となる供給方法又は供給用変圧器室等の設置が不要となる供給方法のいずれを採用するかについて判断する場合。 ○ マンション等の集合住宅に対する電気の供給方法として、供給用変圧器室の設置箇所数について判断する場合。	○ 一般電気事業者の供給設備として、架空引込線に代えて地中引込線を採用することについて判断する場合。 ○ マンション等の集合住宅や業務用ビルに対する電気の供給方法として、供給用変圧器室等の設置が必要となる供給方法又は供給用変圧器室等の設置が不要となる供給方法のいずれを採用するかについて判断する場合。 ○ マンション等の集合住宅に対する電気の供給方法として、供給用変圧器室の設置箇所数について判断する場合。 <u>また、一般電気事業者がオール電化需要向けの選択約款を適用する際に、当該選択約款ではガスメーターやガス配管設備の撤去までを求めているにもかかわらず、ガス配管設備等のガス設備の撤去を条件として、当該選択約款の適用を認めることは、電気事業法上届出をした料金その他の供給条件以外によることを禁止している選択約款の遵守義務違反となる、又は業務改善命令が発動される（電気事業法第21条又は第30条）。</u>
② 一般送配電事業者の負担による屋内配線工事等 <u>屋内配線工事に関する負担等に関して、一般送配電事業者がオール電化等の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。</u>	② 一般電気事業者の負担による屋内配線工事 <u>規制部門において一般電気事業者が保安上応急処置として必要に応じて実施するものを除き、需要家の資産である屋内配線に係る工事費を負担することは、供給約款等上認められないため、そもそもオール電化等の条件の有無にかかわらず、電気事業法上認可を受けた又は届出をした料金その他の供給条件以外によることを禁止している供給約款等の遵守義務違反となる、又は業務改善命令が発動される（電気事業法第21条又は第30条）。</u> <u>また、自由化部門においてオール電化等の条件の有無にかかわらず、一般電気事業者が需要家の資産である屋内配線に係る工事費を負担した上で、当該費用を電気事業費用に計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は供給約款認可申請命令が発動される（電気事業法第34条又は第23条等）。</u>
③ <u>みなし小売</u>電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動 <u>みなし小売</u>電気事業者がオール電化住宅を含む電気給湯器及び電化厨房機器等の普及宣伝活動を行う場合において、社会通念上の許容範囲内で行われている場合には、電気事業法上問題とならない。	③ <u>一般</u>電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動 <u>一般</u>電気事業者がオール電化住宅を含む電気給湯器及び電化厨房機器等の普及宣伝活動を行う場合において、社会通念上の許容範囲内で行われている場合には、電気事業法上問題とならない。

改 定 後	現 行
しかしながら、<u>みなし小売電気事業者</u>が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して当該活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するとともに<u>経過措置料金</u>の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって<u>経過措置料金</u>の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は<u>特定小売供給約款認可申請命令</u>が発動される（<u>平成26年改正法附則第16条第3項</u>でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。	しかしながら、<u>一般電気事業者</u>が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して当該活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するとともに<u>規制部門</u>の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって<u>規制部門</u>の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は供給約款認可申請命令が発動される（電気事業法第34条又は第23条等）。
④ <u>みなし小売電気事業者</u>による不動産の買取り <u>みなし小売電気事業者</u>が新築マンションの開発業者との間で、オール電化マンションが売れ残った場合には<u>みなし小売電気事業者</u>が買い取ることを取り交わした保証条件によって、オール電化マンションを買い取った場合において、例えば当該マンションが<u>みなし小売電気事業者</u>の社宅用として活用される場合には、電気事業法上問題とならない。 しかしながら、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それを電気事業固定資産として計上するとともに<u>経過措置料金</u>の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって<u>経過措置料金</u>の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は<u>特定小売供給約款認可申請命令</u>が発動される（<u>平成26年改正法附則第16条第3項</u>でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。	④ <u>一般電気事業者</u>による不動産の買取り <u>一般電気事業者</u>が新築マンションの開発業者との間で、オール電化マンションが売れ残った場合には<u>一般電気事業者</u>が買い取ることを取り交わした保証条件によって、オール電化マンションを買い取った場合において、例えば当該マンションが<u>一般電気事業者</u>の社宅用として活用される場合には、電気事業法上問題とならない。 しかしながら、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それを電気事業固定資産として計上するとともに<u>規制部門</u>の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって<u>規制部門</u>の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は供給約款認可申請命令が発動される（電気事業法第34条又は第23条等）。
⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等 （略）	⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等 一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うこと又は提供を示唆すること、不当にオール電化とすることを取引条件とすること、あるいは、オール電化を採用する事業者に比して、それ以外の事業者を不当に差別的に取り扱うことは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがある場合があり、例えば、次のような行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（不当な利益による顧客誘引、拘束条件付取引、差別的取扱い等）。 ○ 一般電気事業者が、住宅等の電線の地中引込みを要請された場合において、正当な理由なく、オール電化とすることを条件として当該要請に応じること。また、一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理

改 定 後	現 行
	由なく、通常は負担しない電線の地中引込みに係る費用を負担すること。 ○ 一般電気事業者が、集合住宅をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅について供給用変圧器室の設置を免除すること。 ○ 一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、住宅等の屋内配線に係る工事費等を負担すること。 ○ 一般電気事業者が、集合住宅等の開発業者に対して、当該集合住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅等の売れ残り物件の買取り保証をすること。 また、一般電気事業者が、正当な理由なく、オール電化の条件として、需要家に対して、需要家等の設備であるガスメーターやガス配管設備の撤去を求めることは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、取引妨害等）。